

令和5年旭市議会第4回定例会委員会会議録目次

建設経済常任委員会 令和5年12月11日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
開会	2
請願の審査	3
請願の採決	1 4
閉会	1 7

文教福祉常任委員会 令和5年12月12日（火）

付議事件	2 1
出席委員	2 1
欠席委員	2 1
委員外出席者	2 1
説明のため出席した者	2 1
事務局職員出席者	2 2
開会	2 3
議案の説明、質疑	2 4
議案の採決	6 4
閉会	6 6

総務常任委員会 令和5年12月13日（水）

付議事件	6 9
出席委員	6 9
欠席委員	6 9
委員外出席者	7 0
説明のため出席した者	7 0
事務局職員出席者	7 0
開会	7 1
議案の説明、質疑	7 2
議案の採決	1 0 8
閉会	1 1 0

建設経済常任委員会

令和5年12月11日（月曜日）

付議事件

《付託請願》

請願第 4 号 「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願

出席委員（6名）

委員長 菅 谷 道 晴

委 員 向 後 悦 世

委 員 林 晴 道

副委員長 井 田 孝

委 員 飯 嶋 正 利

委 員 遠 藤 保 明

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議 長 木 内 欽 市

議 員 松 木 源太郎

紹介議員 伊 場 哲 也

説明のため出席した者（1名）

商工観光課長 大八木 利 武

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和

副 主 幹 菅 晃

事務局次長 金 谷 健 二

開会 午前10時 0分

○委員長（菅谷道晴） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会に、大変お忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

着座にて失礼いたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

また、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

なお、松木議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました請願1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、菅谷委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございました。

請願の審査

○委員長（菅谷道晴） それでは、去る 12 月 4 日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第 4 号、「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願の 1 件であります。

それでは、請願第 4 号について審査に入ります。

紹介議員であります伊場哲也議員より説明をお願いいたします。

伊場哲也議員。

○紹介議員（伊場哲也） 皆様、おはようございます。

請願の趣旨につきまして、ご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

本日は、建設経済常任委員会所属の皆様方におかれましては、令和 5 年旭市議会第 4 回定例会におきまして、付託された議案案件がないにもかかわらず、お忙しい中、請願第 4 号、「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願に対しまして、慎重審議、ご審査いただけますこと、誠にありがとうございます。

本請願内容につきましては、皆様には十分ご理解いただいていることと存じますが、いま一度請願趣旨を申し述べさせていただき、一層のご理解を賜り、何とぞ請願案件を通していただき、衆参両院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに内閣府特命担当大臣宛て意見書を提出できますよう、よろしくご採択のほどお願い申し上げます。

では、早速、請願趣旨をご説明させていただきます。

請願文書表の請願趣旨をご覧ください。

記載内容におかれましては、読んでご理解いただきますことをお願い申し上げ、若干補足説明の形で、請願趣旨を申し述べさせていただきます。

初めに、請願事項といたしまして、消費者被害を防止、救済し、消費者の安全・安心な生活を確保するために、特定商取引法の抜本的な改正を求める意見書を、政府等に提出することを求める請願であるということをご確認させていただきます。

なお、特定商取引法、特定商取引に関する法律、具体的に言いますと訪問販売等、消費者トラブルを生じやすい特定の取引を対象に、事業者による不公平な勧誘行為などを取り締まる法律だそうです。

これまで特定商取引法改正案につきましては、特に平成 28 年、2016 年に改正されまして、この際に 5 年後に見直しをするという特定商取引法改正案が可決されました。そして、施行されるに至ったわけでございますけれども、平成 30 年、2018 年、令和元年、2 年、3 年、4 年、昨年の令和 4 年、2022 年 12 月に施行され、5 年が経過いたしました。見直しをする時期を迎えました。

そういう中で、消費者被害については、令和 4 年版の消費者白書によりますと、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数が、85 万 2,000 件に上るというデータが示されております。その 85 万 2,000 件の消費生活相談につきましては、特定商取引法の対象分野に関する相談が、54.7%という高い比率を占めているとの分析がされております。

特に、65 歳以上の高齢者では、14.4%の相談が訪問販売に関する相談、そして 8.1%が電話勧誘に関する相談、なお 65 歳未満の相談割合の 2 倍を超えているということでございます。

あわせて、認知症高齢者におかれましては、訪問販売、電話勧誘販売に対しての相談が、50%に迫る 48.6%という数値データが示されております。

あわせて、昨今、インターネット普及によります通信販売相談件数が、全世代にまたがって 27.4%という相談件数のパーセンテージのデータを得ていると。

そして、最後にですけれども、マルチ商取引、通称ネズミ講と呼ばれる商取引、これに関する相談件数が、昨年、令和 4 年の成人年齢の引下げに伴って、被害者が増加しているというデータ結果も得られております。

では、具体的に、どのような改正を望んでいるのかということでございますけれども、請願文書表の一番下のほうに、1、2、裏の 3 に記載させていただいておりますように、(1)としては、訪問販売並びに電話勧誘販売、特に高齢者に対しての被害救済を求める、これを確実に、特に事業者の登録制を導入すべきであるという法改正。

2 点目におきましては、通信販売においてクーリング・オフ、すなわち取消し権を規定すべきであると、申し込む際にはこれこれ、こういうふうに申し込めばいいんですよというふうに説明されるわけですが、特に問題点となるところは解約申出の方法、これをきちんと通信業者に義務づける、そしていざ解約をしたいという場合になったときには、解約、返品体制が迅速、適切に取れるようにすべきであると、あわせて勧誘者を特定できる情報開示を請求できるようにすべきであるということ、また広告表示、誇大広告表示ではなく、通信販売業者が正確で分かりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保、これを法改正によって明確にすべきであると、こういう要望、請願でございます。

あとは、先ほど言いましたように、マルチ取引につきましては、これは国による登録、確認、開業規制を導入すべきであると、かなり専門的な用語がございますけれども、いずれにいたしましても、特に高齢者の電話勧誘による被害防止、併せて訪問販売による被害防止、こういったことが主でございます。

ぜひ皆様方にご理解いただき、本請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願をご採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考までに、県内の近隣自治体では、もう既に木更津市、習志野市、市川市、茂原市、そして12月定例会においては、日本弁護士連合会からの請願を受けて、四街道市議が本日同様の審査会を行っているという情報もいただいております。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上で請願趣旨の説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅谷道晴） 伊場哲也議員の説明は終わりました。

請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この取引関係、特商法、また消費生活相談は85.2万件、自分もいろいろな市民の皆さんと話をしていると、普通の電話はうっかり出られないや、変な電話が多くてとか、やっぱりこういう、対処していかなければならない案件が多々出てきていると思いますので、こういう案件に対して対処しているのは消費生活センター等か、またその他にもあるのか、こういう場合、動向や所管課長の所見をお尋ねしたいと思います、局長あじょうなものでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） 議会事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 今日は所管の担当課は来ていませんけれども、市内の状況ということで、ちょっと私のほうでお話しさせていただきます。

（「動向もお願いします」の声あり）

○議会事務局長（穴澤昭和） はい。

令和4年度の実績になりますけれども、今言われている訪問販売、通信販売、あとマルチ、それと電話勧誘等の状況ですけれども、基本的には一番多いのは通信販売、市内でもやはり多い、7割ぐらいが通信販売という話で相談が来ています。これは年々増加傾向にあるということが、傾向としてはあります。

ちょっと簡単ですけども、以上で。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） 対処しなきゃならない最重要課題だと思いますが、どのような対処が一番望ましいのか、ちょっとした所管課長の意見でも聞きたかったんですが、前々は所管課長も委員会に同席したと思うんですが、今回はどうして同席していないのかお尋ねします。

○委員長（菅谷道晴） 穴澤局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 今回というか、一応所管といいましても、こちらの内容については担当ではないんですね。出しているところがそういったところが出していますので、紹介議員もそういった形で説明をしていただいておりますので、そういった取扱いをさせてもらっています。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） やっぱ慎重な審査、審査材料をできる限り提供するのは、議会事務局の務めだと思いますので、今後なるべくいい判断材料を集めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 5年ごとの見直しということで、今回上がっている。5年たてば、新しい形のものもまた出てきてしまうということも、これは十分あると思う。

あと、事故後のことではなくて、事件前をどういうふうに防ぐのかということも一つ大事なのかなと、そういった面では、今回この請願にはちょっと当たらないのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） この件に関しまして、伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 飯嶋委員、もう一度お願いします。事故前ですか。

○委員（飯嶋正利） そうですね。事前に、そういうのを防ぐということも大事じゃないかなと思うんですけども。

○紹介議員（伊場哲也） それはもちろんですよ。それは言うまでもありません。ただ……

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 本日、傍聴でお見えの皆様方、大先輩でございますけれども、千葉県退職者連合東総・香取地域協議会の代表される皆様方でございます。傍聴者の皆様方のいわゆる付託請願を受けて、紹介議員ということで、今請願の趣旨を述べさせていただきました。

もう飯嶋委員もご存じのとおり、高齢者の方々をはじめ、我々世代あるいは若者世代も電話による、いわゆる特殊詐欺まがいの勧誘、こういった被害が後を絶たないと、ですから今、飯嶋委員のおっしゃられた被害に遭う前の事故対策をどうするんだと。

これは、まずは簡単に自分ができること、ああ、悲しいかな、固定電話に出ないという高齢者の方々は、もう固定電話に出ないという自己防衛策を取っている方がいっぱいいらっしゃいます。でも、それは通常の生活ではないですよ。せっかく家に電話があるのに、電話がかかってきて出ないというのは、これは異常なんです、本来はね。しかしながら、そうでもないという自己防衛できないという現状がございます。

ですから、事前に、そういった被害対策を講じていても、人のいい人がだまされてしまったりというようなことがありますので、今回さらに法改正を求めて、そういう被害者が出ないように、安全・安心な消費生活が日常で行われるようにという法改正を求める請願なんです。

消費者トラブルを防ぐルールを整備してくださいと、よく考えてクーリング・オフを確実に可能にできるようにしてくださいと、突然の訪問勧誘や電話勧誘はお断りですと、国や地方公共団体に事業者の登録をぜひ法改正でお願いしますよ、疑わしいマルチはもう絶対営業させないでよ、他の契約をした後のマルチ商法には制限をしてください、うまい話だけではなく正しい説明をお願いしますというのが、簡単に言うと特商法に関する請願の要求なんです。

ですから、長くなりましたけれども、事後に対しての対応策、それ以前に法規制をしっかりとお願いしますよということも含めて、事前の事故対応策ということでございます。ご理解いただけましたでしょうか、飯嶋委員。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 私が今言ったのは、事故後のことについて私は問題にしたわけじゃなくて、その前のも大事じゃないですかということで、今、伊場紹介議員が言ってくれたものに関して、私が今どうのこうのと言ったわけではないので、申し訳ないですけども、その事前のものも必要じゃないですかという意見です。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 先ほどの繰り返しになりますけれども、当然、事故以前のものが大切であるし、必要になります。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） よろしいですか。

ほかにありませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） ついこの間の自分のことなんですけれども、携帯でキャロウェイのジャンパーが2着1万円というのがあったんですよ。それをクリックして、物が来たんですけども、XLを2着買ったんですけども、1着が小さくて、1着がぶかぶかなんですよ。それを返品しようと思ったら、電話番号もないんですよ。送り返そうと思ったら、発注の倉庫の住所しかなくて、よくよく調べたらLINEで返答をくださいとあるので、LINEでやったら何も返ってこないんですよ。1万円だから泣き寝入りしたんですけども、これはだから、そういう相手方の事業者の情報を開示することができるというあれですか。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 井田委員のおっしゃるとおりでございます。調べて追及しても、最終的には連絡、コンタクトは取れないと、駄目じゃないかと、要はざる法といいますか、抜けているところもあるということです。

私ごとで恐縮ですけども、私も信用はしています、基本的には。アマゾンで、いわゆる通販で商品を注文しています。11月4日に注文した商品がまだ到着しません。発注先はチャイナです。それにしても、11月の翌週には到着するということになっているんですけども、まだ到着しないと、したがって今、アマゾンに問合せをしている最中です。業者が結局は最後まで行き着かないと。ですから、そういう俗に言うざる法なきように、きっちりと法で網の目を塞いでいくといいますか、そういうことでございます。

引っかからないように注意していても、ついポチ、ついね。やっぱり広告なんかを見ると、キャロウェイであのジャンパーを着れば、スコアが3つも5つも上達するような、上手いわけの誇大広告といいますか、ですからそういうこともしっかり広告すべきだし、対応すべきだということです。本当に井田委員には、かわいそうに同情してしまいます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） これは、やっぱり消費生活センターに85万2,000件も相談があるわけで、この消費生活センターの強化も必要だと思うし、また消費生活センターがどのくらいの規模でやっているのかも私らは分かりません。またそういう説明をできるような方をそろえていただくのが、いい審査内容につながると思いますので、今後はよろしくお願ひしたいと思

ます。

また、伊場議員については、やっぱり国民、また旭市民がトラブルに巻き込まれないようないい請願を出していただき、ご苦労さまだと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 大先輩の向後悦世委員に、大変温かい励ましのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。今後ますます議員活動に専念していきたいと、かように思います。ありがとうございました。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） 本請願は、非常に時代に即したすばらしい、いい趣旨になっているなというふうに思います。

今、ここでどうだと問われたら、僕も大賛成だということではありますけれども、実は議会が開会する前の議会運営委員会で、この案件は非常に奥が深いというか、広いのですよね。ですから、僕はそのときに、ちょっと副議長という立場であったんですが、この議案に関しては僕は総務常任委員会をお願いできないのかなと、建設経済ではちょっとこれは対応が小さ過ぎる、幅が少な過ぎるんじゃないのかなということを議会運営委員会で申し上げさせていただきました。

それで、今3名の委員からのお話を聞いておりまして、やはり広いので、委員会として千葉県警の旭のほうに出向いて調査をするだとか、高齢者福祉課、そのほうに調査するだとか、調査研究がまだまだ必要ではないのかなというふうに、やはりこの委員会を経ても感じています。ですから、継続的に調査研究を早急に進めて、しっかりと皆さんの判断が整う形に持っていけたらいいのかなと、そのように僕は感じている次第であります。

ここで早急に決を採るということであれば、賛成ではあります。ただ、今までの話と、僕が議運で、やっぱり総括的に総務に託したいんだという思いを述べたものですから、調査研究を経て賛同させていただきたいと、それが僕の考え、思いであります。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 私もこの案件に関しては、継続審査が望ましいと、もっと慎重に精査したほうがいいのかなと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにございませんか。

伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 貴重なご意見ありがとうございました。確かに林委員、遠藤委員おっしゃるように、まだ 30 分たっていないですからね。事前に、この請願の文書表を皆様方に読んでいただいたにせよ、私も請願依頼を受けて、その後、特商法について勉強しました。正直言って勉強しました。何が問題なのかということで、今、趣旨を皆様方にご理解いただくような形で申し述べさせていただきました。

そういう中で、いわゆる深い問題であると、慎重審議、時間をかけるべきであるというご意見、これに対しましては、委員長、まずはこの 12 月議会で請願を採択していただき、そしてしかるべき政府に旭市議会として意見書を届けていただき、これが 1 つ目です。

なおかつ、3 月議会、6 月議会、また 9 月議会、来年の議会もありますので継続審議ということで、話が出ていますように建設経済常任委員会で、これはちょっと委員会の審査の範囲を超えているということでもしあれば、総務常任委員会にお願いをする、ですから継続審議、審査に対しては、請願を受理した伊場哲也は何ら反対ではありません。

ただ、これはもう既に全国の高年齢者を含めた、いわゆる消費者が圧倒的に被害を受けているという現実、皆さん、そこを直視してほしいんですよ。だって、今言ったように、現に私も井田委員も、今、目の前で被害を受けているんだよという、こういう実態があるじゃないですか。

ですから、この 12 月議会、本議会において、わざわざ傍聴人も本日ぜひ請願を通していただきたいと、こういう期待感の下に、旭市議会議員の検討を審査してくださる建設経済常任委員の皆様方をお願いをしているわけですよ。このお願いは、分かるでしょう、皆様方。早急に必要なんだという市民の声を真摯に聞いてほしいんですよ。

○委員長（菅谷道晴） 請願の審査は途中でありますが、10 時 45 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 45 分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

審査するに当たり、参考資料等が不十分ですので、ここで本所管の担当課の出席を求めてもよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 異議なしの声ですので、局長、所管担当課を呼んでいただけますか。

（商工観光課長入室）

○委員長（菅谷道晴） 所管課の意見を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） それでは、すみません、準備がちょっとあるんですけれども、今回請願の案件になっています特定商取引法、先ほど伊場議員のほうからご説明があったと思うんですが、事業者による違法、悪質な勧誘行為等を防止するための法律でございます。

具体的には、訪問販売や通信販売などの消費者トラブルが生じやすい取引形態というものを対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフなどの消費者を守る制度として、規定をしている法律でございます。

ですので、あくまでもこの商取引の対象にすることで、トラブルそのものを防止することと、消費者そのものを守るというところの両側面があるという法律でございます。

それで、先ほど議会事務局長のほうからも、説明がちょっとあったと思うんですけれども、昨年度、旭市の消費生活センターのほうに相談があった件数が、全部で 421 件ございました。421 件、これは年々増加している傾向でございます。一時、コロナの影響で数が下がったりしたんですけれども、4 年度からまた上がっているという状況でございます。

ちなみに、その 421 件の相談件数のうち、一番多いのが 70 歳以上の高齢者、次いで 50 歳代、60 歳代ということで、中高年齢層の相談件数が高い傾向にございます。

あと、内容についても、特殊販売件数が全部で 206 件なんですけれども、その中で、通信販売に係るものが旭市では相談件数が一番多い件数でございます。次いで、訪問販売、ただ訪問販売のほうは件数的には減っている状況です。ですので、傾向的には通信販売、また電話については横ばいなんですけれども、最近増えてきているのが送りつけによる消費者トラブル、ネガティブ・オプションと言われるものなんですけれども、あとは訪問買取り、無理やり来て金券的なものとか、いらなくなった服とか、そういうのを強引に買い取っていくような買取りといった、そういったものも増えているということで、時代に合わせて、そういった販売に関するトラブルの傾向も変わってきているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） 担当課の説明は終わりました。

何かご意見ございますでしょうか。

伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 執行部のほうの専門的な知識ですとか、情報をお持ちの大八木課長からご説明いただき、併せて私が持っている資料を裏表コピー2枚、皆様方にお配りさせていただき、その結果を受けての皆様方の審議、判断でございます。重ねまして、慎重審議、本請願の喫緊なる課題に対しての請願ですよということをいま一度ご理解いただき、この12月議会におきまして、請願採択という形で、フットワークよく国に声が届くような形でのご対応をお願い申し上げます。

そして、それがまだ不足であるならば、先ほどもお伝えいたしましたように、3月議会もございます。6月もあります。引き続き継続、声を届ける形での行動ということをお願いできればと思います。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） ほかにございませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 非常に必要な案件だと思います。ただ、動向も増えているような担当課長の説明、またこれからは、さらに巧妙化した生成AIを使ったような取引や詐欺も増えてくると思います。喫緊の課題だと思いますけれども、いろいろな材料をそろえた上で、委員会としては、取り締まる段階で消費生活センター、これは悪質な取引には警察関係も所管しますよね。だから、そういう見識も踏まえた中で、慎重な審査を私はするべきだと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにございませんか。

今、委員の多岐にわたるご意見がございました。建設経済常任委員会以外でも、いろんな所管課のというこの件に関しては、いろんな課が対象になると考えますので、建設経済常任委員会としましては、今日出された請願をどうするかということだと思うんですよ。そういった流れの中で、3月議会、次の議会まで、もっと違う委員会のご意見を進めながら進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） ぜひ本委員会でも、当然結論を出していただきたいと私は思います。

市民を代表される大勢の方々、傍聴人もおりますので、賛成か反対なのかと、こういう状況を代表の方に見られていますので、結論を出していただきたいと、繰り返しになりますけれども、喫緊の課題ですからね。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにどなたか、委員ございますでしょうか。

今、伊場議員の発言にございましたように、喫緊の課題ということでございますので、建設経済常任委員会は、この請願の採択までいきたいと思います。よろしくお願いします。

林委員。

○委員（林 晴道） 分かれた意見があって、委員としては、ちょっと慎重にということがどうやら多いように感じます。あと1週間、会期はあります。請願者の意図を酌むとなると、最終日までに何とか間に合わせたいという意向の中で、最終日の採決までの間にしっかりと委員会として調査研究をして、委員の採決に踏み込んでもらいたいなど、そのように思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） ということは、林委員に質問の形になりますけれども……

（発言する人あり）

○紹介議員（伊場哲也） 分かりました。訂正します。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） それでは、本日、本委員会では結論を出さずに、本会議のほうの採決を待つというふうに私は判断するということでよろしいのでしょうか。確認をいたします。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 多分、林委員は今それにお答えできない。この委員会は、この期間中に何回招集しても結構なので、委員長のほう、その辺のところをよろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 議会事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） すみません。事務局のほうで申し訳ないんですが、今回のこの付託案件については、本会議で13日までに審査を終了されますようにという形になっております。この辺はご了承願いたいと思います。

○委員長（菅谷道晴） それでは、請願第4号ということで、皆さんご意見も多数あると思いますので、日にちを改めてという形でよろしいですか、皆さん。

（「暫時休憩をお願いします」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 20 分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き請願第 4 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、請願第 4 号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（菅谷道晴） 次に、討論を省略して採決いたします。

委員の皆様から、この案件は慎重に取扱いすべきということですので、継続審査の方向でおはかりいたします。

請願第 4 号、「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、請願第 4 号は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（菅谷道晴） その他ということで、林委員からございますので、よろしくお願いします。

○委員（林 晴道） 今、市内にある大きな、県の単独事業の中で、清滝トンネルですか、そのある程度工事終了のめどがついたということ、それから開通の予定が見えてきたということがありまして、来年度、4月1日には通れるような雰囲気があるということを伺いました。

その中で、旭市のほうで、ある程度開通の簡単なモニュメントというか、イベントができないかなということを、僕も改めて地域の海上地区の方から多く寄せられました。それで、本定例会の冒頭の開会前全協の中で、何か税金がかかるとか、そういうことはあったんですけども、時期的に春休みにも間に合うようなこともありますし、海上の中学校のブラスバンドというのは非常に優秀で、賞も取っているのがあるんですよね。そういうようなご父兄の方からも、ぜひということ言われたのが事実でありまして、そういうことだとか、よく見るのは地元のお囃子さんだとかね。

それから、開通したら、もう絶対そこは歩くことができないところになってしまうんですよ。トンネルでもありますし、ぜひ小・中学校でウォーキングだとか、例としては光町から松尾までですか、あれも銚子連絡道路開通のときに、横芝光町が同じようなことを議員が一般質問してやった例もございます。ある程度、旭市の市長部局のほうでも、何となくの準備はできるのかなというような話もあるようなことを聞いています。

ぜひしっかりと、この建設委員会でも視察も行っていますし、指導してもらって、もう一生に一回のことだと思いますし、子どもたちもいい思い出になるんじゃないかなと思うので、委員会として執行部のほうに、こういういいことであれば、やってほしいということを取り

まとめていただけたら、僕としてはありがたいなと思って提案をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 今の林委員の意見に賛成です。これは地元から、一応いろんな情報が出ているんですよ。結局トンネルは開通するので、だから地元の意見もある程度大切、だからお願いしたいと思いますよ、私も。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 林委員、本当に素晴らしいことを言っていただいて、私も開会日に建設委員会のほうでもんでという話をしました。この委員会じゃなくて、できれば本当は全体で参加できるような形、本当に市バスも今2台あるわけですから、そこに子どもたちを乗せて、トンネルを通るというのも一つではないのかなと。海上地区としても、本当に大きな大きな事業の一つであります。ぜひ私たちも、一生のうちに道路の開通なんていうのは、そんなにないはずなので、そういった形で送っていただければありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。だから、建設委員会というのは、地元議員と中心になって、そういうのを企画してくれると非常にありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） 島田恒議員のほうからも、そういった旨の話がありました。私も地元の意見がなるだけ尊重されるように図るべきだと、恒議員にもお話ししましたので、地元の意見をなるべく尊重しながら進めてほしいと思います。

○委員長（菅谷道晴） いかがですか、井田委員。

○委員（井田 孝） 大丈夫です。

○委員長（菅谷道晴） 大丈夫ですか。

それでは、皆さんの委員のご意見ですので、建設経済常任委員会としましては、セレモニーをやるというような形で執行部に要望すると……

（発言する人あり）

○委員長（菅谷道晴） 分かりました。

それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時29分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 菅 谷 道 晴

文教福祉常任委員会

令和5年12月12日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 1 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項

議案第 2 号 令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 3 号 旭市学校再編代表者会議条例の制定について

議案第10号 旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 工事請負契約の締結について

議案第18号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について

出席委員（7名）

委員長 宮内 保

副委員長 片桐 文夫

委員 永井 孝佳

委員 崎山 華英

委員 伊場 哲也

委員 戸村 ひとみ

委員 伊藤 春美

欠席委員（なし）

委員外出席者（3名）

議長 木内 欽市

議員 松木 源太郎

議員 常世田 正樹

説明のため出席した者（22名）

教育長 向後 依明

財政課長 山崎 剛成

環境課長 高根 浩司

保険年金課長 高野 久

健康づくり
課長
子育て
支援課長
教育総務
課長
教員振興
課長
体育課長

飯島正寛
多田英子
向後稔
金杉高春

社会福祉課長
高齢者
福祉課長
生涯学習課長
その他担当
職員

向後利胤
椎名隆
伊藤弘行
11名

事務局職員出席者

事務局長
副主幹

穴澤昭和
菅晃

事務局次長 金谷健二

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） 大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今回、私、タブレットを使って議事のほうを進行させてもらいますので、とちるかもしれませんが、どうかよろしくご協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、松木源太郎議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解をお願いいたします。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（木内欽市） 今年もあと残り僅かとなってまいりました。今年最後の常任委員会、大変ご苦労さまでございます。委員の皆様には、連日、大変ご苦労さまでございます。

また、向後新教育長をはじめ、幹部職員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました補正予算を含む6議案について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたします。

また、松木議員、常世田議員におかれましては、傍聴ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、宮内委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して向後教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（向後依明） おはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。また、日頃より、委員の皆様には多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で6議案でございます。その内訳でございますが、まず予算関係が3議案でございます。議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち文教福祉常任委員会の所管事項、議案第2号、令和5年

旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、続きまして、条例関係が 2 議案でございます。議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、そして契約関係が 1 議案でございます。議案第 15 号、工事請負契約の締結についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（宮内 保） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る 12 月 4 日及び 7 日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、令和 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 15 号、工事請負契約の締結について、議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についての 6 議案であります。

初めに、議案第 1 号中の所管事項について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑につきましては、着座で結構です。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、着座にて失礼いたします。

議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明いたします。

タブレットの 21 ページ、補正予算書では 19 ページになります。

上段の 3 款民生費、3 項児童福祉費、5 目障害児福祉費、説明欄 1 の障害児通所支援事業に

ついて説明いたします。

補正額 2,578 万 7,000 円は、19 の扶助費で、障害児通所等給付費となります。

本事業は、障害のある児童に必要な訓練や支援などのサービスを提供するもので、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの支援があります。今回の補正ですが、主に児童発達支援サービスと放課後等デイサービスで当初の見込みよりも利用者数、利用件数が増加しているため、補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入について説明します。

タブレットの 11 ページ、補正予算書では 9 ページになります。

上から 2 つ目の 14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、3 節児童福祉費国庫負担金、説明欄 1 の障害児通所給付費等負担金 1,289 万 3,000 円は、歳出の 2 分の 1 を国が補助するものでございます。

次に、同じページの一番下になります。

15 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、3 節児童福祉費県負担金、説明欄 1 の障害児通所給付費等負担金 644 万 6,000 円は、歳出の 4 分の 1 を県が補助するものです。

タブレットの 21 ページ、補正予算書では 19 ページをお願いします。

補正額の財源内訳の欄をご覧いただきたいと思います。

歳出の約 4 分の 1 が市の負担となりますので、一般財源につきましては 644 万 8,000 円と見込んでございます。

歳入の説明は以上となります。

以上で議案第 1 号、社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

タブレットの 12 ページをお願いいたします。補正予算書は 10 ページとなります。

歳入になります。

15 款 2 項 2 目 3 節児童福祉費県補助金、説明欄 1、子ども医療対策事業費補助金 1,268 万 4,000 円は、この後、歳出でご説明いたします子ども医療費助成事業に係る費用の 2 分の 1 を県が負担するものでございます。

次に、タブレットの 20 ページをお願いいたします。補正予算書は 18 ページになります。

歳出になります。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費、説明欄 2 の子ども医療費助成事業 2,705 万 4,000 円は、議案質疑の際にもご説明いたしましたが、県の制度改正により、令和 5 年 8 月診療分から入院・通院の自己負担に月額上限が設定され、同一医療機関における同一月の受診は、入院 11 日、通院 6 回以降が無料になったことや、同月分から高校生等への受給券発行による現物給付も実施し、利便性が図られたことや、そのほかにも、インフルエンザ等季節性の感染症の早期流行もあり、手数料及び扶助費の増加が見込まれることから、補正をするものです。

以上で議案第 1 号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

タブレットの 21 ページ、予算書の 19 ページの障害児通所等給付費の件なんですけれども、増加の見込みということで、具体的にどれぐらいの増加件数なのか教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、お答えします。

サービス等の種類につきましては六つございまして、それぞれのサービスにおける利用対象児でございますが、こちらの合計につきましては、補正の前の見込みとしまして 412 名ほどを見込んでおりました。対して、今回、実績見込みとしては 424 名ということで、12 名の増を見込んだものでございます。

特に、増加が顕著なサービスが児童発達支援と放課後等デイサービス事業でございまして、そちらのほうの利用者数等の増加が主な原因となっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。いいですか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1 点質問させていただきます。

タブレットの 21 ページの保育所関係職員給与費なんですけれども、すみません。基本的な見方を質問しちゃって申し訳ないですけども、この 101 人、括弧の中の 10 人というのは減った数というイメージなんですかね。111 人いて、10 人減ってということなんですか。すみません。教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 申し訳ございません。（10 人）につきましては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） ほかに。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 紙のほうです。紙の9 ページ、前者のほうからの質疑の続きのような感じなんですけれども、補正前の金額、これが六つの通所……

（「六つの事業」の声あり）

○委員（戸村ひとみ） 六つ事業があって、その金額で、そのうちの二つ、児童発達支援と放課後等デイサービスのほうという、主なものということで、この補正なんですけれども、412 名が当初予算で見込んでいて、424 名、12 名の増加が見込まれるということで、これは当初では見込めなかった数ということでよろしいのでしょうか。

それから、こういう増加というのが毎年ある、毎年というんですか、毎年、見込みよりも増えているものなのかどうか。全体の数と、この割合を見たいので、全体の数と、数と言ったら変ですね。全体の人数というんですか、利用者の人数を教えてください。

それと、1 個ずつでいいですか。

○委員長（宮内 保） 1 個ずついきますか。

（「全部」の声あり）

○委員長（宮内 保） では、戸村委員、全部言っちゃってください。

○委員（戸村ひとみ） 1 個ずつにしてもらっていいですか。

○委員長（宮内 保） では、ここまでね。

戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） それでは、当初のほうで見込めなかったということなんですけれども、ちょっと増加傾向ではありましたが、見込みの幅が当初よりも、大変申し訳ございません。見積りが甘かったと指摘されれば、本当にそのとおりでございますけれども、増加傾向の幅が上がったということになります。

全体の数でございますが、積算にかかった数で、ちょっと細かいですが、読ませていただいていいですか。すみません。

まず、児童発達支援のほうなんですけれども、補正の前、見込んでいたのが36人……

(「全体で」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) すみません。全体は先ほどの数です。

(「全体は412名が424名になったということですか」の声あり)

○社会福祉課長(向後利胤) そうです。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) すみません。そうしたら12名が、児童発達支援と放課後等デイサービスで何名ずつなのか分からないですけれども、そういうことになるんですかね。ほかは補正の人数には入っていないですか。

○委員長(宮内 保) 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長(向後利胤) ほかの分も入ってございます。金額のほうで、6の事業等があるんですけれども、大きく増加するものと減少するものが、小さい減少、減少と申しますか、少し利用がなかったと申しますか、そういった事業もちょっとございまして、今回大きく増加しているものが、先ほど申し上げた放課後等デイサービスと児童発達支援のほうの関係になります。

最近の障害児の通所事業の給付費の中で、今言った児童発達支援と放課後等デイサービスなんですけれども、やはり増加傾向にはあるんですけれども、その見積りのほうがちょっと足りなかったというところです。

以上です。

○委員長(宮内 保) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) 分かりました。増加傾向にはあるけれども、その分、見込んでいたよりももっと増えたということですね。分かりました。

補正をするというのが、やはり重いことというか、私にとってはとても補正というのは、安易な形で、もちろん安易な形ではやられていないと思うんですけれども、やはり当初予算を厳正に組み立てていただいて、そういう気持ちで聞いてみました。

○委員長(宮内 保) 戸村委員、答弁は。

○委員(戸村ひとみ) いいです。

○委員長(宮内 保) よろしいですか。

○委員（戸村ひとみ） 次へっていいですか。

○委員長（宮内 保） はい。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 子ども医療費助成なんですけど、先ほどご説明のほうで、高校生等の現物給付ですか、そちらが増えたということなのか。ちょっと速くてよく聞き取れなかったんですけれども、そうしましたら、見込んでいた人数と、あと補正でどれぐらい増えたのかというようなところをお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほどのご説明をもう一度申し上げますと、高校生等への受給券発行による現物給付ということでございまして、8月から受給券を交付しております。7月までは、これまでずっと償還払いという形を取っておりまして、窓口で3割なり、2割なり負担していただいた分の領収書をお持ちいただきまして、申請を子育て支援課のほうでしていただき、後日、その額をお振込するという形になっております。

高校生が増えたかというご質問ですが、高校生の人数については変わりはないんですが、受給券を発行したことによりまして利便性が図られたということで、どのくらいの数があるかははっきりはつかんでおりませんが、例えば少ない金額で窓口でお支払いした保護者の方がわざわざ子育て支援課まで申請に来るのが面倒だという方も中にはいらっしゃるのかもしれないとは思っておりまして、それが今度はわざわざ来なくて、受給券を窓口に出すだけで特に手を煩わせることがなくなったということで、その負担額が増えたということになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 受給券を高校生がいるご家庭に配る形にしたということですか。8月から配った。数を教えてください。どれぐらいの利用見込みが8月に配ったときにあったのかもお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 高校生に受給券の交付枚数につきましては、1,632件となっております。

また、9月、10月の高校生ということですが、例えば8月支払い分は143万9,875円でご

ざいました。9月が235万9,988円、10月は345万2,323円と、受給券を交付いたしましたから少しずつ伸びております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 受給券に変えてから伸びているということによろしいですかね。

8月が143万9,875円、10月が、ちょっと聞き取れなかった。三百何十万円ということでしょう。これは倍以上ですよ。少しずつ伸びているんじゃないですね。相当伸びていると思います。

これ、ごめんなさい。人数割にしていますか。人数割というか、1人どれぐらいの金額になっているか、数を出していたらお願いします。数字を出していたらお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど高校生のご説明をしたときに受給券のお話もしたんですけれども、そのほかにも今年はインフルエンザ等感染症、コロナもあるんですが、インフルエンザですと早期の流行ということで、現在もインフルエンザの患者数がかなりの数いらっしゃると思っております。一時は海匠地域が大変インフルエンザの、県内でもインフルエンザ注意報というのが出たんですけれども、その中でも海匠地域が、一時、一番県内でも多かったという時期もございますので、受給券だけが理由ということではないかなと思っております。感染症の流行が大きな割合を占めているのではないかなというふうにも考えております。

1人当たり、令和5年度、今回の補正を見込んだ形で1回当たりの助成額というのが、高校生で2,991円というふうに見込んでおります。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 令和5年度は、まだ見込みでしか数字を今出しておりませんので。

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 月ごとは出しておりません。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 先ほどご答弁いただいた8月、9月、10月の金額というのは、実績ではなくて見込みですか。

私、今、電卓がないので、人数で割っているものを持っていらっしゃるかなと思って聞いたんですけれども、だいたい1人幾ら、現物給付にしたからといって金額が増えているとは私

も思いません。でも、若干はあると思いますけれどもね。先ほどおっしゃったように、インフルエンザとか、いろいろな病気が流行っているので、それで医療費がたくさんかかっているんだろうと。

8月に比べて10月なんていったら、さっきの、ごめんなさい。三百何十万円と言われましたか。

(「345万2,323円です」の声あり)

○委員(戸村ひとみ) だから、もうはるかに倍以上ですよ。

なので、1人に対してどれぐらいの金額が8月、9月、10月でかかっているのかというのを知りたいんです。割り算、私、今、電卓があれば自分でもできるんですけども、お願いします。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 子育て支援課長、挙手をお願いします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 失礼いたしました。

数字を今持っておりませんので、少しお待ちいただいてよろしいでしょうか。

それと、10月に関してなんです、償還払いの、今まで……。すみません。数字がまいました。8月は882円、9月が1,446円、10月が2,115円でございます。

(発言する人あり)

○委員長(宮内 保) 子育て支援課長。

○子育て支援課長(多田英子) 申し訳ありません。10月分が増えている要因といたしまして、償還払いで自宅に領収書等をため置いていらっしゃる保護者の方もいらっしゃるようで、今度制度改正になりますということを周知いたしまして、今後支払いがされないのかというふうに思った方もいらっしゃるようで、そういう方が駆け込みといいますか、急いでまとめて持っていってしまったというものも、この中には含んでおります。

以上です。

○委員長(宮内 保) 戸村委員。

○委員(戸村ひとみ) 分かりました。その内訳って出ないんですよ。

いや、現物給付というのが非常に、やはりシステムとしては、私は親御さんにとってもありがたいものなんじゃないかなと思ってまして、8月から現物給付になったことで、恐らく保護者の方々も喜んでいらっしゃると思うんです。なので、そのところを数字で見てみた

かったというのと、高校生ぐらいになると、そんなには病気をしなくなって、お医者さんにかかる回数というのも減ってくるんだと思うんですけども、それでもやはり相当な額が現物給付されているということなので、その内訳とか、今のコロナ後の情勢みたいなものをどんなふうに当局側で読んでいらっしゃるかというのを聞いてみたいと思って質疑しました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 答弁はよろしいですか。いいですか。

○委員（戸村ひとみ） いただけるようであれば。今後の話。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今後なんですけれども、感染症がまだ収まらない、インフルエンザ等が収まらないということで、医療費のほうはその状況に応じてというところはございます。先ほど申し上げました償還払いの分なんですけど、今、少しずつ減少している状況でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど永井委員のほうからご質問いただいた予算書の 19 ページ、保育所関係職員給与費のご回答をさせていただきます。

101 人（10 人）とございますが、こちらは再任用職員の数を入れてございます。こちら 101 人と 10 人を足しまして、111 人分となります。

また、こちらの人数なんですけど、当初予算と同じ人数でございます。

金額のほうにつきましては、今回の給与改正等、当初の見込んだ方と、また実際の現在の職員数にずれがございますので、こちらがマイナスになっていたり、職員手当はプラスになっていたりということで、今の現状に合わせて積算しているものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 今に関連したあれなんですけれども、人数的には変わらない、金額が減っているというのは分かったんですけども、給料で 1,400 万円もマイナスになるんですか、人数が変わらなくて。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 1,400 万円の要因については、確認させていただきたいと思います。すみません。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。
(発言する人なし)

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 2 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 着座にて失礼します。

議案第 2 号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりでございますので、これに加えての補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、議案第 2 号について質疑がありましたらお願いいたします。
(「なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 2 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 3 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議設置条例の議決について補足説明を申し上げます。

お手元の資料、右上に議案第 3 号、教育総務課と書かれた資料をご覧くださいと思います。

学校再編に係るスケジュール的なものをお示ししたものでございます。

まず、(1)の左側の説明会は、旭市学校再編基本方針について、その内容を保護者向けに説明会を開催いたします。

続いて、中央のアンケートは、再編に向けて保護者へのアンケートを実施し、その結果については、地域の方々に地域説明会を別に開催して、改めて基本方針と併せてご説明いたします。

続いて、そのアンケートの右側の地域検討会議については、アンケート結果を踏まえて学校単位で設置し、再編に向けての意見や要望などを集約いたします。

検討会議の委員には、保護者の代表や地域の区長、学校関係者、福祉及び青少年育成関係者などから推薦をいただき、おおむね 25 名以内で構成をします。

説明会からアンケート、地域検討会議までの期間を約2年間と見込んでおります。

続いて、(2)の代表者会議ですが、この会議では、各地域検討会議の委員からさらに推薦をいただき、同じく25名以内で構成して、地域検討会議の検討結果を踏まえて、統合の可否、統合する学校の位置、学校の名称及び開校の時期といった基本的な内容を審議していただく予定であり、おおむね5回程度の会議を想定しております。

次に、右側の(3)の準備委員会は、開校に向け、具体的な通学方法、校章や校歌、学校行事など様々な内容を決定していただきます。

また、準備委員会と並行して校舎の改築や改修といった詳細設計を行って、その後、本体工事の実施となるため、準備委員会と本体工事の完了後に統合校の開校ということになります。

代表者会議から準備委員会を約2年から3年と想定し、新しく学校を開校するには全体スケジュールで約5年間と見込んでおります。

今後も、学校再編については保護者や地域の方々に繰り返し丁寧な説明とより深い議論を重ねながら、合意形成に努めてまいります。

以上で議案第3号、教育総務課の補足説明を終わります。

○委員長(宮内 保) 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員(永井孝佳) 1点だけ質問させていただきます。

代表者会議で学校の位置を決めるとありますけれども、例えば(仮称)北中など、場所がいまいちまだ決まっていないような場合は、ここでいきなり位置決めが始まるのか、それとも地域検討会議で位置とかのA案、B案とかがあって、どちらがいいかという意見を収集して代表者会議に諮られるのか、その辺の、どんな感じで決まるのかがもし分かれば教えてください。

○委員長(宮内 保) 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長(向後 稔) 学校の位置ですが、基本的には、代表者会議の前の地域検討会議のほうで、いろいろな統合に関してのご意見をいただく中で、学校の位置として、この場所がいいというようなご意見をまとめていただいて、それを持ち寄って代表者会議のほうで最終的に決定していただくということを想定しております。

○委員長(宮内 保) 永井委員。

○委員（永井孝佳） 位置の場合だと3分の2以上の賛成ということなんですけれども、一般質問でもしたんですけれども、3分の2以上の賛成が得られなかった場合は、また振出しになるのか、それとも、また代表者会議で引き続き議論をして3分の2以上になるように図るのか、その辺を教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 3分の2以上にならないで決まらなかった場合、その後については、まだはっきりと決まっていはいないんですが、代表者会議の流れ、話の内容で、擦り寄る余地があれば、また代表者会議でもう少しもんでいただuksi、擦り寄る余地が全くない、全く決まる様子がないようであれば、そこで否決というようなことになろうかと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） すみません。課長、もう一回、地域検討会議ですか、学校ごとに多分開くあれだと思うんですけれども、どういった構成になっているのか。

なぜこういうことを言うのかといいますと、私、飯岡地区の年寄りなんですけれども、何でなくなっちゃうのというような話を聞いたんですよ。そういった話を踏まえた中で、地域住民からの意見を聴取すると、第3号の教育総務課ですか、今日お配りしてもらった中の地域検討会議のところに書いてはあるんですけれども、地域住民からって、どの程度の地域住民から聞くのかとか、その辺を詳しく教えていただければ。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基本的には、地域検討会議のメンバーというのは代表者会議の構成とほぼ同じようなものになっています。地域検討会議を開く前に、保護者説明会で、保護者説明会というのは、今学校に行っている子どもさん、学校というのは子どもが勉強する場所ですので、今一番学校に関係のある、一番の受益者である保護者の方へご説明をして、保護者アンケートを取って、その後に、保護者以外の全部の地域住民を対象とした地域説明会を開催する予定です。そこでまたご意見もいただく予定です。

その後に地域検討会議を開催するんですが、地域検討会議のメンバーのほうは、保護者の代表が、今の干潟地域ですと、もう始まって一応終了しているんですが、地域検討会議のメンバーで保護者の代表としてPTAの役員等に5名程度、地域住民の代表ということで区長さん方で四、五名の方が、学校教育関係者ということで校長先生と教頭先生がお二人、福祉関

係者ということで民生委員、主任児童委員がおおよそ4名、青少年育成関係者が青少年相談員の方が3名ということと、あとその他教育委員会が必要と認める者ということで、就学前の保育園、幼稚園の保護者の代表の方と、あとは学校評議員、学校運営協議会の委員の方々から参加をいただいております。

ですので、地域検討会議のほうはそういった説明会やアンケートの結果を踏まえて、地域の意見をまとめていただく、地域の要望をまとめていただく場でございます。それを持ち寄って代表者会議のほうで最終的に決定していただくというようなことを想定しております。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） あれは分かったんですけども、地域検討会議のメンバーと代表者会議のメンバー、地域検討会議のメンバーの中から代表者会議のメンバーが選ばれるんですかね。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基本的には、地域検討会議でいろいろ意見を出し合った委員の中から選出していただいて、代表者会議へ進んでいただくということを想定しております。

その構成としては、保護者や区長さん方、学校関係者、福祉関係者、青少年相談員、その他教育委員会が必要と認める者ということで、基本的には、代表者会議のメンバーの中で選出していただいて、それぞれで決めていただいて、代表者会議のメンバーを決めていただくというようなことを想定しております。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 何度もすみません。そうしたら、先ほど永井委員が言った3分の2以上というのは、おのずと地域検討会議で上がってきた問題に対しては代表者会議ではスルーするというのでいいのかな。

あと、干潟地区でもうだいぶ進んでいると思うんですよ。地域検討会議にしろ、そういったものを開いている中で、何人の方が出席して、私もその場に行けばよかったんですけども、ちょっと行けなくて、何人くらいの方が地域検討会議に出てきて、どれだけ地域の方の意見を発表したのか、そういったところも詳しく、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 基本的には、地域検討会議でもんでいただいた内容で、例えば干潟地域であれば、今、古城小と萬歳小と中和小、3校ありますけれども、3校の統合に賛成

で、場所は古城小ということで、それぞれ地域検討会議でほぼ決まっております。

ただ、干潟地域ではそのように決まりましたけれども、今後ほかの地域でやる場合に、場所が違うとか、反対とか、そういうことは当然あり得るかなとは思っておりますが、地域検討会議のほうは、それぞれ約 25 名、こちらのほうは 25 名以内ということなので、それぞれ 24 名とか 23 名とかいう方が委員になっておりまして、それぞれの学校で 4 回会議を開いておりまして、その中で欠席というのも何人かいらっしゃいましたけれども、ほぼ大勢の方にご出席いただいて、それぞれ毎回、委員の方々お一人お一人からご意見をいただいております。いろいろ意見が食い違う場合もありましたけれども、話し合って決めていただいたというところでございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 地域検討会議は職員の人も毎回学校ごとのやつには出席して、地域検討会議には職員も出席して行っていたわけですか。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 地域検討会議は教育委員会教育総務課が事務局になっておりまして、いろいろ資料作成などは教育委員会事務局教育総務課のほうで行っております。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

代表者会議についてなんですけれども、これは地域検討会議の中のメンバーの方が代表者会議に、代表として各校、選ばれた方がなられるということで認識しているんですけれども、その中で、どうしても各校で代表を絞るとなると、私のほうでちょっと危惧しているのが男性に絞られてしまう可能性があるかなというふうに思っておりまして、そのあたり、例えば、今、干潟が話し合っていますけれども、各 3 校で代表を決めるという場合に、なるべく P T A 会長だけではなくて、P T A 会長は結構男性の方が多いと思うんですけれども、女性の比率を減らさないような工夫とか配慮はされるのかなと思って質問させていただきたいのと、その後の準備委員会についてなんですけれども、協議事項を見ると、結構具体的な通学方法だとか、学校生活のことになってくると思うんですけれども、その中で話し合いをする準備委員会というのは、代表者会議をさらにまた絞ったメンバーになるのか、それともまた別のメンバーとか、あと児童・生徒が協議に参加される可能性とかがあるのかというのを教えてほ

しいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、地域検討会議、代表者会議の男女比の件ですが、地域検討会議、PTAの役員5名という中で女性の方もかなり入っておりまして、保育所の保護者の方も女性の方が多かったです。青少年相談員も民生委員も女性の方がいらっしゃいましたので、男女比として男性が全然多いということは全然なくて、少なくとも3対……。数字をはっきり言っちゃうとあれなんですけれども、全然ほぼ男女比、こんなに女性が多いのかと思うぐらいの割合でございました、干潟地域は。

準備委員会の件なんですけど、具体的な学校運営に関わることも決めていただくようになります。基本的には、代表者会議の委員の方々に引き継いで準備委員会をやっていただこうと考えておりますが、決めていただくことも多いので、追加でPTA役員の方をお願いするとか、学校の教頭先生、教務主任、事務職員の方を追加でお願いするというのも今のところは想定しております。

子どもさんの参加は、今のところ、まだ想定していないんですが、今後、子どもの主体性のご意見をいただくということも考えられるかなと思いますが、今のところ、まだはっきりとは決まっております。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

今の地域検討会議の中では、かなり女性の方も多いなという印象を、私も初回の検討会議を傍聴させていただいた中では思ったんですけども、やはりそこから代表を決めるとなると男性になってしまうことが多いのかなと思ったので、その辺、配慮していただけたらいいなと思いました。お願いいたします。

以上です。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中ですが、11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時 0分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほど、議案第1号で片桐委員からご質問がございました保育所関係職員給与……

（発言する人あり）

○子育て支援課長（多田英子） 質疑で、申し訳ございません。ちょっとご回答させていただきます。

先ほどもお答えしましたが、当初と見込んだ職員が実際と違っていたというところで金額がマイナスになるということが1つと、あとは育休職員が当初見込めていなかった部分がございますので、育休職員は無給になりますので、その分がマイナスに大きく影響しているものと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 議案第3号につきまして、1点だけ質疑させていただきます。よろしくお願いいいたします。

紙ベースのこの議案第3号の、お持ちでしょうか。この条例の3ページにございます一番下です。

第9条、文言についての質疑ですけれども、代表者会議の庶務は、その後です。教育委員会事務局教育総務課において処理するというふうに記載した根拠、理由、これをお尋ねいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 伊場委員のご質疑にお答えいたします。

代表者会議の庶務は教育総務課で行うということで、教育委員会の事務局の中の教育総務課で行うということで記述しているものでございます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 先ほど、教育委員内の課長に、教育委員会の組織について確認させていただきました。旭市教育委員会内には、教育総務課、生涯学習課、体育振興課の3つしかない

のではないかと思います。

教育委員会においては様々な部局とか課があると思いますけれども、本市、旭市教育委員会におきましては、人事管理局ですとか、情報推進局ですとか、あるいはこの条例で使われている文言、学校再編局というものがありませんので、この庶務の9条の文言ですけれども、代表者会議の庶務は教育委員会教育総務課事務局において処理するという文言では駄目でしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 伊場委員のご質疑ですが、例えば議会事務局ですと、議会の事務局の中に課がないので議会事務局ですが、教育委員会の場合は、教育委員会事務局、教育委員会というのは教育委員さんと教育長の組織ですので、その事務局の中に3つの課があるという認識でこのように記述しているのかと思います。

○委員（伊場哲也） 分かりました。大変ありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかにないですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） まず、1点目なんですけれども、委員会で委員長のほうから追加説明がありますかということで、この机の上にぽんと置かれていた議案第3号、教育総務課というこの紙で課長のほうでご説明されたんですが、ちょっとこのやり方が私、システムの間違いだと思います。

この追加説明というのは、議員全員にされますか。議案の追加説明ですから、議員全員にされなきゃ私は駄目だと思うんですよ。これがこの委員会の委員だけに配られて説明されるのでは、間違っていると思います。議案として、議案の説明としてでしたら、全員にやられるべきだと思います。そこのところをご答弁いただきたいのと、まずそこをお願いしていいですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 今回お出しした資料は、文教福祉常任委員会の委員の皆様にご説明する際に、文教委員会でご審議いただくのに、この資料があったほうがご理解していただきやすいかなと思って提出したものでございます。

これまでも常任委員会で別に資料をお配りしているかと思いますが、そういうような流れで提出したものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） これまでも、決算の審議委員会ですか、そういうときにも追加でとかという感じでこういう紙が出されたりとかしていたので、私はその度、間違っているなと思いながら、どの場でそれを訂正していただくかというふうに考えていたところなんですけれども、今回、後のほうの議案でも、後のほうの議案で言うべきだったのかも分からないですけれども、これは明らかに議案の説明であれば、全員にされるべきだと思います。

なので、そのあたりのところを今後、この旭市議会のシステムが今までそういうふうに運営されてきたんだと思うんですけれども、間違っていると思います。議案に対しての説明を委員会の委員だけにするというのはおかしいと思います、追加説明を。なので、そのところを、これはどなたのご見解をいただいたらいいのか。

○委員長（宮内 保） じゃ、委員長のほうから、戸村委員のご意見ですので、執行のほうに委員長から伝えて、今後どのようにするか検討したいと思いますが、それでよろしいですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） はい。

では続きまして、この条例の制定についてなんですけれども、干潟地域で、もう既に3校統合するというのが進んでいる中で、今回、議案に代表者会議が議案に上がってきたんですけれども、ここでやっと議会がこれでよろしいということになったら条例ができるわけなんですけれども、ということは、干潟地域の統廃合に関しては、取決めなしの状況で、条例なしの状況でスタートして、もう既にどのあたりまで来ているんですか。地域検討会議まで来ているんですよね。

ということで、これはちょっとやり方、手順というんですか。その整合性が私はちょっと取れないんじゃないかなと思うんです。その中で、まずそれが1点です。何も条例とかがない中で進めてきて、ここでやっと条例案を出してくるという、この整合性のところですよ。

それをお伺いしたいのと、あと先ほどのご説明の中で、本会議でもご説明がありましたけれども、地域検討会議から、保護者から3名とか、25名以内をもってということで条例案のほうにもございますけれども、では、地域検討会議は上限なしですか、人数に関しましては。

今現状、どういうふうに干潟地域でやられているのかと、あと、これは条例の中に縛りも何

もございませんので、上限なしということでもいいのかどうか、そのところをお伺いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、この進め方、手順として整合性がというご質疑でございます。

基本的には、今までやっているところは、説明会、アンケート、地域検討会議ということで、地域検討会には、地域の方々からご意見をいただく場ということですので、これにつきましては条例ではなくて、教育委員会の規則のほうで定めてございます。

この学校再編の進め方、今回お出しした上のイラストのところは、これは学校再編基本方針に載っているものそのままでございます。ですので、学校再編基本方針につきましては、以前、市議会の全員協議会のほうで市議会の皆様にお知らせをして、その後、資料のほうも、基本方針のほうも、市議会の皆様にお配りしてご理解をいただいていると認識をしております。

それと、地域検討会議の人数上限ということですが、地域検討会議のほうは、要綱のほうで25人以内と、こちらのほうも同じ25人以内でそれぞれで決めております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 今回議案に出していらっしゃったということで、否決されないという、そういう確信の下に今回なんでしょうけれども、私はもっと早くに出すべきだった条例案だと思います。

私も先ほど前者の答弁で、地域検討会議も25名以内って答弁があったので、私はちょっと聞き間違いかなと思って今確認したんですけれども、同じ人数ということなんです。要綱のほうでも25名以内というふうに決められているということなんですね。そうしたら何かおかしいんですよ、日本語として。

地域検討会議から、地域検討会議の保護者が5名程度の中から、この条例案では代表者会議を3名ずつとか、たしかそういうふうな説明をいただいているんです。大きな枠の中から何名かずつを抽出するという、私はそういうイメージでいたんですけれども、25名と25名以内ということなので、そこで、じゃ25名以内の中から、もっと25名から絞るということなんですか。それとも丸々それが同じく移行する。でも、丸々じゃないですよ。だって説明の中では……

(発言する人あり)

○委員（戸村ひとみ） いやいや、そうなんですけれども、保護者、こっちを見て、保護者5名程度からA校、B校、C校、なるほど、その中から1つに絞るということなんだ。分かりました。

では、3校だったら75名以内の中から、25名を絞るということなんですね。分かりました。私、全員それぞれがもう75名で行けるのかなと思っていたので、違いましたね、オーケーです。算数ができなくなっていた感じがありますけれども、分かりました。

これ、ちょっと要綱のほうにも係ることなんですけれども、この25名というのの根拠というんですか、それをお願いいたします。要綱のほうも、それぞれの学校が25名という根拠、先ほど前者のほうからの質疑にもございましたが、やっぱり参加したいというような方というのは相当数いらっしゃるんだと思うんです。ですから、そのところのちょっと根拠をお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 25名の根拠ですが、基本的にはあまり人数が多いと意見を集約も難しいですし、あまり少ないと意見が集まらないということがありまして、25名以内というふうに決めさせていただいております。

地域検討会議の前の地域説明会は、上限なしで会場に入る人数分だけ入っていただいて、ご意見を頂戴するということは想定しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 学校統廃合に関しましては、恐らく全国各地の先進例というんですか。先進という言葉が合っているかどうか分からないんですけれども、それを研究してくださっていると思うんですよ。そんな中からの人数の割り出しということではないんですか。多過ぎると意見の集約ができない、少な過ぎると代表した意見ということにはならないという、そういう何かもう概念的なアバウトな感じの決め方ですか、25名というのは。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） この決め方は、戸村委員おっしゃるように、先進例というか、先にやっている自治体、団体の例を参考にさせていただいて、それも含めて25名ということで

決めさせていただいております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私も、いわゆる僻地と言われるところから、あとは、そんな僻地でもないのにここで統廃合かみたいなところとか、いろいろ現地に行ったりとか、あと調べたりとかして、学校統廃合に関してはもう本当に関心があるので、関心があるというよりも、旭市の市議会議員としてのこれは責任だと思っていますので、いろいろ調べさせていただいております。

そんな中で、学校統廃合をして、これが結果成功したというようなところを私自身は見つけることができないでいるんです。ですから、今回の質疑で人数のことを聞きましたけれども、いろいろ研究をしてくださっているのであれば、失敗例を反面教師として、本当に旭市の統廃合を成功させるような、私は結論から申し上げて統廃合というのは賛成じゃないんです。なので、一生懸命自分で調べています。ですから、そういったところを当局側にも、もう本当に研究に研究を重ねていただきたいなという思いで質疑をいたしました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 戸村委員のおっしゃるように、結果成功した例とか、失敗例とか、そういうのを反面教師にしていろいろ研究していきたいと考えております。

干潟地域の地域検討会議の中でも、先に統合した団体で、その結果保護者の方や子どもたちはどう思っているのかとか、そういったものを調べたほうがいいのかというご意見をいただいて、参考に香取市のほうで統合した事例を2校ぐらい、統合した後にアンケートを取ったものを見させていただいたりしております。

その中では、やはり統合してよかったというお子さん、保護者の方も多いですし、中には、統合してあまりよくなかったというご意見も確かにございます。そういったものをいろいろ研究しながら、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） それでは、特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第 10 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でご説明したとおりでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（宮内 保） それでは、議案第 10 号について質疑がありましたらお願いいたします。
永井委員。

○委員（永井孝佳） 1 点だけ質問させていただきます。

こちらは 1 月 1 日で廃止になるということで、12 月いっぱい使えるのでしょうか。

また、何回も聞いてしまって申し訳ないんですけども、利用していた団体のその後の練習場所などは確保されているかを再度、最終的に確認したいと思います。お願いします。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、現在の利用は 12 月いっぱいまで、地元の野球のスポーツ少年団です。使えるということで、消防署とも協議もした上で進めております。それから、利用していた団体なんですけれども、飯岡中の東側にあります、いいおかふれあいスポーツ公園ソフトボール場を使うということで協議が調っております。

なお、そちらを利用していた団体なんですけれども、やっぱりスポーツ少年団、地元の飯岡のスポーツ少年団だったんですけども、今年度の 4 月から、もうチームが人数が少なくなって組めなくなってしまったので、実際残った下級生の団員は海上のスポーツ少年団に入団しています。ということで、そのまま海上のスポーツ少年団がいいおかふれあいスポーツ公園のソフトボール場に活動場所を移転するということになります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 10 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 15 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案第 15 号の工事請負契約の締結についての補足説明のほうですが、そちらを申し上げます前に、本工事の契約方法であります総合評価方式一般競争入札の概要についてご説明をさせていただければと思います。

本日、財政課からは2種類の資料のほうを提出させていただいておりまして、まず初めには、資料の右上に参考資料、議案第15号、財政課と書かれた資料になります。タブレットのほうにも1ページ目にありますので、お願いします。

それでは、説明をさせていただきます。

上の1から説明させていただきますと、総合評価方式一般競争入札は、価格のみで評価する通常の一般競争入札と異なりまして、施工品質や安全性など、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式で、本市では、令和元年度から導入しております。

次の2として、対象となるのは、設計額1億円以上の工事からでありまして、旭市建設工事等入札参加資格委員会が選定したのになります。

総合評価方式におけます評価方法については、予定価格の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とするもので、評価値の算定方法につきましては本ページの3の評価方法に記載してありますが、次のページ以降に評価基準及び算出例を示しておりますので、そちらを基に説明をさせていただきたいと思います。

次のページをご覧くださいと思います。

評価値のうち、価格以外の要素を数値化した評価点については、こちらの評価項目及び評価基準により算出いたします。

では、実際の公告文の一部を用いて、表の上から順に項目の説明をいたします。

まず、企業の技術力のうち、企業の施工能力として、所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。同種工事の内容につきましては、米印としまして欄外に記載してありますのでご参照いただきたいと思います。

次に、旭市または千葉県の発注工事における平成30年4月1日から本件公告日までに引渡し済みの済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が1,000万円以上のものを最大4件まで申請可能となっております。

続きまして、企業の施工能力の最後、こちらは環境マネジメントに係る国際規格であるISO14001の認証取得の有無についてであります。

続いて、配置予定技術者の能力についてですが、1点目は、所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。

次に、旭市または千葉県の発注工事における平成30年4月1日から本件公告日までに引渡し済みの済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が1,000万円以上のものを最大2件まで申請可能となっています。

以上が企業の技術力に関する項目で、次からは企業の信頼性・社会性に関する項目となります。

まず、地域精通度に関する項目は、平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡しの済んだ旭市内での公共工事の施工実績の有無で、最終契約金額 1,000 万円以上を対象としています。

次に、地域貢献度として、旭市内に建設法に基づく本店または支店の有無、そして、旭市との災害協定の締結の有無及び協定に基づく災害対応の活動実績の有無について設定しております。

以上の項目から、企業や配置される技術者の能力、地域での貢献度等について評価をつけ、その合計であります評価点から加算点を算出することになっています。

なお、各項目の配点、評価基準、評価点につきましては、表の右側に記載してございます。

3 ページをご覧ください。

こちらの表にあります算出例から、評価値の計算方法について説明いたします。

ここでは、A、B、C 3 社のまず①の評価点がそれぞれ 14 点、10 点、6 点になっています。このうち、14 点の A 社は最高評価点で、②の加算点ではありますが、こちらは 20 点になります。10 点の B 社は 20 点に自身の評価点 10 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 14.285 点、6 点の C 社は 20 点に自身の評価点の 6 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 8.571 点となり、これにそれぞれ標準点 100 点を加えた③の技術評価点は、A 社 120 点、B 社 114.285 点、C 社は 108.571 点となります。

このように算出された A、B、C 各社の技術評価点を、それぞれの④の入札価格で割りまして、有効数字の 1 桁目が整数になるまで 10 を掛け続けることで得られた値が⑤の評価値で、この数値が一番高い者が落札者となります。この算出例の場合ですと、入札価格は C 社の 4,650 万円が最低額ですが、評価値は入札価格 5,000 万円の A 社が 2.4 となっておりますので、こちらが最高値となりますので、同社が落札となります。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

ここでは、総合評価方式一般競争入札の実施手順について、こちらに記載されていますフローを基に説明いたします。

まず、第 1 回目の入札参加資格委員会において、発注案件が総合評価方式に該当するかを判断し、該当することとなりましたら、評価項目を作成し、内容について学識経験者からの意見聴取を行います。

学識経験者は 2 名おりまして、1 名は、海匠土木事務所の技術次長、もう 1 名は、国土交通

省利根川下流河川事務所の総合評価審査委員を務められています千葉科学大学の教授に委嘱しております。

その後、落札者決定基準の内容を審査するために、第2回の入札参加資格委員会を開催し、基準が定まったところで入札公告を行います。公告後、入札参加希望者に対しまして技術資料の提出を求め、提出があった資料の確認を行い、学識経験者からの意見聴取を行います。

続いて、入札参加資格の確認及び提出された技術資料の審査を行うために、第3回の入札参加資格委員会を開催して技術評価点を算定し、入札後に評価値を算出して落札者を決定します。

総合評価方式一般競争入札の概要についての説明は、以上でございます。

続きまして、次の資料のほうの説明をさせていただきたいと思います。

次のもう一つのほうの資料ですが、こちらが議案第15号の工事請負契約の締結についての補足説明の資料となります。資料は、右上に議案第15号財政課と書かれた資料になります。

タブレットの1ページからでございますが、こちらには（仮称）中央第二・ゆたか統合保育所建設工事のうち、建築工事の概要を記載しております。

下のほうにいきまして、6の工事概要をご覧ください。

建物は、園舎及び倉庫から成り、園舎は鉄骨造りの平家建て、建築面積は1,024.61平方メートル、延べ床面積は1,012.73平方メートル、倉庫は木造平家建て、建築面積、延べ床面積ともに38.88平方メートルであります。工事の内容といたしましては、これらの建物の建築工事一式及び外構工事一式であります。

次の2ページをお願いします。

こちらは、本工事の開札調書になります。

本工事では、2者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行ったところ、両者ともに入札書の提出があり、開札の結果、入札額と総合評価における技術評価点から算出した評価値が最も高い鈴木建設株式会社を落札者に決定いたしました。

次の3ページをお願いいたします。

こちらには、本工事に関わる図面を添付しております。

図面は、ページ順に案内図及び配置図、平面図、立面図となっております。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について質疑がありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） お願いします。課長、ただいまの補足説明であったこちらのほうの資料、これの4ページ、これについて質疑いたします。

4ページの4番実施手順、入札参加資格委員会1回目、2回目、3回目、そして学識経験者からの意見聴取1回、2回と、念には念を入れてということだとございますけれども、これ、最初の1回目の資格委員会から落札者の決定まで、おおよそ日数的にはどれぐらいかかるんですか、お教えてください。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

おおよその期間でございますけれども、だいたい2か月ぐらいはかかります。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） おおよそ2か月ですね、分かりました。

質疑させていただきますけれども、総合評価方式にのっとっての一般競争入札におきましては、ややもすると、よく聞かれるような言葉ですけれども、これは業者による談合があったんじゃないかというようなことですが、この本一般競争入札総合評価方式でいきますと、100%そういったことはございませんというふうに言い切れますねという質疑でございます。お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

入札及び契約を担当する本課といたしましては、そういったことは一切ないと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 課長、ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） ほかにありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 3点質疑させていただきます。

まず、1点目が、予定価格の算定方法を簡単でいいので教えてほしいです。

2つ目が、こちらは建築工事一式となっていますけれども、電気とか水道はまた別で入札があるのでしょうか。

3点目が、この総合評価方式ですと実績の評価がとて多いように感じるんですけれども、新規が参入しづらいのかなというふうに思うんですけれども、その辺に対してちょっとお考えをお聞かせください。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） まず、予定価格の件でございますが、予定価格につきましては、設計金額ということで今取り扱っております。

建築工事、今回は一式でございますけれども、電気、機械、別に分離発注ということで契約及び入札のほうをしているところでございます。

あと総合評価方式のほうの新規が参入しづらいのではないかとこのところでございますけれども、こちらのほうは、総合評価方式という方法自体が公共工事の品質確保の促進に関する法律等に規定されている内容になりますけれども、先ほどもご説明させていただきました、施工品質、安全性等の価格以外の要素と価格とを総合的に評価するというので、建設工事に関して、建設工事、ですからこの対象工事ですけれども、対象工事が設計金額が1億円以上という高額な契約ということもありますので、そのような方式を取らせていただいております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 分かりました。

1点だけ再質疑なんですけれども、予定価格は設計金額ということなんですけれども、これは設計士さんが金額まで見積もるというか、設定するというイメージなのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） こちらのほうは、実施設計等を担当している設計者が算出する金額でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 何点かお願いします。

まず最初に、本日委員会に出されましたこの総合評価方式一般競争入札の概要と、この工事概要、これは議案書と一緒になぜつけられなかったのか、それをお伺いします。

この資料がないと、議案の審議というのは、議員はできません。私、本会議場でも言いましたけれども、1枚ぺらんと、この金額で落札した会社はこれですというそれだけでは、議案審議はできません。

課長が早口で本会議場で、時間短縮のこともありますのであれだけの早口になられるんだと思うんですけれども、私はあれを聞いたときには3者応札してというふうにとったんですよ。それは議案が違うんですけれども、15号に関しまして内訳というのが全く分からない状況で、本会議前は、質疑前は私もおりました。

それで、資料をくださいということで、資料をつけるのが本来じゃないですかということで言いましたら、私と、どうやら松木議員だけに説明書が配られていたということで、それで会議場がちょっと暫時休憩とかになったんですけれども、本来ならばこの2つの参考資料、これ参考資料ってつけることもないと思うんですけれども、この議案第15号に関しての資料は、議案とともにつけられるべきだと思いますが、お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案につける資料等でございますけれども、こちらのほうは、今後研究させていただきまして、また対応していきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 検討ではなく、お願いいたします。

では、実際に中のほうを伺っていきたいんですけれども、この総合評価方式一般競争入札が令和元年に導入されて、その後、これで一体何件の入札が行われたのかと、それで、今回のようにずっとこういう資料というか、説明がつけられないで来たのかどうか、そのところもお伺いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） これまで、令和元年度からこちらは導入しておりますこの方式での実績でございますが7件、こちらが総合評価方式一般競争入札で行っております。

説明のほう、そのうち議案になった1億5,000万円以上が議案対象になるわけなんですけれども、

そのうち3件が議案対象の工事でございますけれども、議案としての資料は今回と同じ資料で、議案としてのもので説明をしてまいりました。資料はないということです。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 前者からもございましたが、新規参入ができないようなシステムじゃないかとかそういうのがあったんですけれども、私のほうからは、やっぱり公平公正な入札ということを考えますと、もうちょっと本当に広くから応札できるような、そういうシステムが私は市全体の利益を考えると、それがいいんじゃないかと思うわけです。

この総合評価方式の中の企業の信頼性・社会性というところで、地元にとどれだけ貢献しているか、地元の企業じゃなきゃ貢献できないという、そういうふうな点数が入らないというのは、いわゆるげた履きみたいなのところもしっかり点数で7点もありますので、それを考えると、言い方がちょっと非常に申し訳ない。これからちょっと質疑することに関してなんですけれども、何だかこう恣意的な部分というのが非常に見受けられるところがありまして、地元企業を優先するというか、地元優先というよりも、地元企業の方に、これはちょっと言葉が何なんですけれども、お願いしたいというか、そういうところがこれから後の質疑の中でもちょっと聞いていきたいところなんですけれども、そのこのところ、総合評価のいいところというのは、そういった地元企業にアドバンテージをつけられるというところが私はいいところだと思うんです。

もちろん災害のときとかには、地元企業の方にボランティアで一生懸命やっていただかなきゃいけないところがありますので、地元企業を優先するという、そういうふうな意味でちゃんと配点がこういうふうにあるわけですから、もう少し、この旭市のですよ、今までの3件の中で、3件、この総合評価方式で議案となったものがあるとしたら、それで資料なしということだったので、もっと正々堂々と資料をくっつけてやれるような、そういったシステムに旭市の入札方法を変えるべきじゃないかと私は思うんですけれども、どうですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） まず、工事の関係で、もっと広く市外とか広く公募すべきではないかとかというお話もありましたが、総合評価方式は、先ほども申し上げましたが1億円以上の大型工事ということで、こちらのほうをこの入札方式の趣旨にのっとって進めている中で、旭市独自のものにしていったらどうかということでございましたが、こちらのほう、令和元年度から今スタートしたということで、元を申しますと、国土交通省のこちらは地方公共団

体向けの総合評価の実施マニュアルという、そちらのほうで今旭市の総合評価方式のほうが運用されていると。

こちらのほうは、千葉県も当然やっているところですけども、こちらのほうに今、準じてやっているということで、旭市独自につきましては、また今後研究して、検討していければと、そういうふうに考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私が言っているのは、旭市独自のシステムということじゃなくて、この総合評価方式を私は評価しているんですよ。値段だけじゃなくて地域貢献度とかそういうものをしっかり入れてあって、これ自体は評価しているんです。

ですから、これにしっかりとって、なので広域で応札をできるような、そういった市の受入れ体制というんですか、そういうものをしっかり確立して、金額が大きいですから、本当に市内だけでまとめようなんて思うとかなり無理があって、価格も抑えられないと思うんですよ。

総合評価方式には、ちゃんとそういうげた履き、げた履きという言葉はちょっと妥当じゃないかも分かりませんが、ちゃんと市に貢献している、市民生活に貢献している企業には、それなりのポイントがつけられるシステムになっていますので、これをしっかり正しく運用していただきたい。

議案に出すときには、正々堂々このシステムにのって、こういうふうなやり方をしていますというふうに胸を張って議案に出せる、説明書をしっかりつける、そういうシステムにしてほしいということを言っているんです。

今回、本当に落札金額と会社名、それだけで議案を出してくるような、ぺらっと説明した中で、3者が、私は誤解しましたがけれども、応札しているみたいなことを言って、これで議案が通ったらしめしめみたいな、そういうやり方を私は変えていただきたいと言っているんです。なので、しっかり胸を張って説明ができるような、そういった入札、それを心がけていただきたいということを言っているんです。お願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ご提案、本当にありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、今後の契約案件に関する議案等につきましては、適正な資料がどういうものかとか、

そういう何を説明していくかとかということもいろいろ研究しながら、今後、適切に進めていきたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） よろしく願いいたします。私たちの、当局側も議員側もそうですが、市民の利益ですよ、旭市民の利益を両者が考えて、もうそれだけを追求して議会が年4回開会されるんですから、そこに対して当局側が臨む姿勢というのをちゃんと私は持っていただきたいと思います。お願いいたします。

ちょっと具体的に入ります。実施手順の評価項目の作成のところですか。上から2番目です。

これ評価項目って、もうしっかりあるんじゃないですか、ここにある。これは、その案件ごとに評価項目というのを決めるんですか。それに対しての意見聴取というの、1回目とかって書いてありますけれども、これはこの意見聴取が行われて、それで変更になるということがあるんですか、評価項目が。お願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 実施手順のほうの評価項目の作成のときでございますけれども、こちらは委員おっしゃるとおり、その都度、その工事に対しての評価項目を作成します。それで、その項目につきまして学識経験者からの意見聴取ということで、こちらは専門家でございますので、市のほうの見方が間違っていれば変わるということもございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私、ちょっと今回出されている議案でざっくり見させていただいたけど、何か同じ感じがフォーマットとして出来上がっているのかなというふうに感じたんですけども、これは都度都度変わるということですね。では、先ほど言いました地域貢献度みたいなところ、そういうのなんかも変わるんですか。配点とかも変わるんですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 都度都度変わるといいますか、1億円以上の工事といいますと、いろいろ土木だったり、建築だったり、いろいろな工事の種類がありますので、今回は、別のほうの消防分署のほうも建築工事もありましたんで、そちらのほうの建築関係は同じような形

になっているかと思います。

地域貢献度の点数のほうでございますけれども、こちらは1億円以上の今の総合評価方式では、こちらのほうの形式で共通して行わせていただいておりますが、今後、これからは考えて検討していった、さらにいいものができればというふうにも思っております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ちょっと下のほうにいきまして、技術資料の提出で学識経験者からの意見聴取ってあるんですけども、この議案では、応札された方の資料、その方が資料を提出されるんだと思うんですけども、それに対しての変更というのかな、追加資料を出してくださいとか、そういうことというのはありましたか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 技術資料の提出につきましては、こちらでも公告のときに決まっておりますので、それから追加の資料の提出を求めたものはございませんでした。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、そのもっと下にいった、いよいよ入札になったときに、資料というか入札書類の不備だとかということに対しての救済措置みたいなものは、この矢印の中にはありませんか。即入札、即落札者の決定、あるいはその前の段階で、資料等の不備を応札者に伝えるような、そういったチャンスというのがこの中にありますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 書類のほうの不備等のお話でございますけれども、当然、技術資料の提出をされます企業の方々がそういった技術資料に間違いがあったり、添付忘れだとか、その辺の入札参加していただいたときに出していただく資料のほうにつきましては、こちらから修正をお願いしたり、追加をお願いしたりすることもあります。

その下の今度入札のほうに行ってからでございますが、こちらのほうにつきましては、いろいろ入札書だとか、一緒に出していただく内訳書等の書類、入札に入りましたら、こちらのほうにつきましては不備のほう、不備が見つかった場合ですけれども、こちらは単純な誤字とか、金額に相違がなかったり、そういったものであれば軽微なものとして直していただい

たりすることも中にはありますけれども、ただ、入札でございますので、金額に相違が出てしまうものや、また必要事項の記入がなかったり、もしくは読み取れないと判断した場合は、こちらは結構大きな間違いということで、こちらのほうは訂正等はそこからはしないということとで処理をしております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それでは、もう1点、開札調書と今回出していただいた資料なんですけれども、開札調書のほうは、応札者の社名が島田建設（株）ってなっていて、実際に一般競争入札の結果等の公表のところには、島田建設（株）海上支店というふうになっているんですけれども、これは記載が会社名のみと、あとは支店名までつけるというふうな書き方の違いだけですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 開札調書のほうにつきましては、こちらはそうです。島田建設株式会社のみまでで記載させてもらっております。書き方の違いのものでございます。

すみません。こちら、入札参加のほうの資格登録のほうは会社名だけでオーケーということになっておりますので、開札調書のほうにつきましては、会社名のみということになります。

○委員長（宮内 保） 戸村委員……

○委員（戸村ひとみ） 休憩前、もうちょっとだけで終わります。あと2点ぐらいで終わります。いいですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。あと2点ほど聞かせていただきたいと思いますけれども、この島田建設株式会社海上支店につきましては、開札調書とか、あと評価調書とかを見させていただいて、この15号議案以外のところにも出ているものの開札調書とかを見させていただくと、感覚なんですけれども、本当にこれは落札しに来ているかという、非常にそういう感じがするんですよ、見させていただくと。

こちらの評価調書に関しましては、評価のほうの配点のところ、しっかりこの会社が今までどれだけ出ていて、どういう工事を請け負っていてというので点が入っていると思うんですけれども、そこで非常に点数自体が私が見るには低いわけです、ほかの議案とかを見ても、今回のを見ても。

そういう会社に対しての、そういう会社が申込みをする時点での何か当局側のふるいにかけてるような、本当に真摯な気持ちで工事を請け負いたいと思って応札というか、申込みに来てもらっているのかどうかというようなことを、そういうふうなのが何かふるいにかけてられるようなあれってないんですかね。

ちょっと言い方が難しいんですけども、数合わせにだけ来ているような感じがしないでもないというような見方を私はちょっとこの調書で、これは私の感想なんですけれども、いわゆる応札に対しては、それこそ時間と、皆さんの当局側の大変なエネルギーをかけて審議されるわけですから、そこに対して時間の無駄になるようなことというのを省けるような何かがないのかなという。

この島田建設に限ったわけじゃないんですけども、そういうふうなシステムみたいなものがあるのかどうか。ただ単にもう何でもかんでも出してくるみたいな、それで受けちゃうのかということを知りたいんです。

あと、もう1点は、電気工事、機械工事、これ、金額教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいま入札への申込みの業者につきましての事前のチェックとかそういう話だと思うんですけども、こちらのほうは入札をかける前に公告で、ちゃんとその工事の種類だったり、参加していただく事業者の要件とか、そちらのほうを設定してありまして、そちらに合っている、入札参加する資格を持っている会社となりますので、そちらの方につきましては、そういったこちらからの話というのはまずございません。もう事前に入札参加の資格のほうも要件を絞っておりますので、そういった業者に対してのこちらからのお話というものはまずありません。

それと、あと電気のほうですが、電気工事は、こちらのほうの業者でよろしいですか。金額ですか。

（「業者と金額」の声あり）

○財政課長（山崎剛成） 落札金額が、こちらは1億120万円、落札業者は鈴木電設株式会社でございます。

以上でございます。

機械工事につきましては、今、本日開札をしておりますので、まだ業者は決まっておりません。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、挙手をお願いします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません。鈴木電設さんのほうで1億百何十万円ということ、これは設計額が1億円以上の工事からとって、これは議案には上がってこないということなんですか。あと機械工事のほうの予定価格とか、分かったらお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 機械工事のほうにつきましては、入札執行がまだ済んでいませんので、決定しておりませんので、その辺はまだ公表できておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） まだ全体の金額が出ていないので何とも言えないところなんですけれども、5億6,210万円と1億120万円と、それから機械工事は別でということで、これも相当な金額になると思うんです。これの入札に関してのことをやっぱり私たち議員は、しっかり審議しなきゃいけないと思うんですよ。

もうちょっと前に出ている、前というか12号でしたっけ。そこに出ている議案とか、今回の15号議案の中で、前のほうの議案で応札している人が、どこの段階でこの不備を正してくださいって言えばちゃんと応札できたのかというようなところも分からず、ただ失格になって、あとは辞退ということで、実質1者のみが応札をした形で、今度、この15号議案に至っては失格になったところが落札していると。応札をしないまでも、毎回名を連ねているところがあると。

そういうふうな、実際に資料を頂いてみて、説明資料を頂いてみて初めて分かることがあるわけです。そうしたときに、何で資料を出さなかったのかなというのを疑いたくなるような、そんな議案になっていると私は感じるわけですよ。

ですから、そのところを先ほども申し上げましたように、胸を張って私たちは、これだけ公正な入札システムでやっているんですよって、胸を張って議会に議案として提示できるようにお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 先ほどから申し上げさせてもらっていますが、入札から契約のほうを担当しています財政課といたしましては、本当に公平公正な事務のほうに努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 議案の審査は途中でありますが、午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8 分

再開 午後 1 時 10 分

○委員長（宮内 保） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第 15 号の審査を行います。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 質疑いたします。

先ほどの戸村委員と同じような、要望も含めてという形での質疑にどうしてもなってしまうかと思いますが、議案第 15 号、課長、1 枚ぴろっとせんだって頂きました。この議案について議決を求めるわけですから、賛成か反対かしなきゃいけないと、自分の使命として。

その際に、この 1 枚目表、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号って何だというところから、私の場合は全然無知ですので、そこからスタートするんです。そして、後ろのほうを見ましたら、名称、仮称ですから、最終的にはどういった名称になるのかなと。そして契約の方法、総合評価方式一般競争入札って一体何なのかなと。そして、5 億 6,210 万円なのかということ。をこの 1 枚の用紙を見て、さあ、どうやって議決しようかなと思ったときに、いや、これは生半可な知識、そして、うそか本当か分からない。人に聞いても、実際のところ、果たして適正なる議決を伊場哲也は下せるかなということを考えたんですね。

そんなことを考えたときには、やはり皆様方、課長もお忙しい中、本当に大変だと思いますけれども、議案を上程し、そして説明する際には、やはりこういった本日記っていただいた資料があると、より議決をする際に本当に参考になりますので、今後は可能な範囲内で前向きに検討するというお話がございましたけれども、ぜひぜひ、私のように何も分からない議員も、少なくとも私はそうですので、より丁寧なご説明をいただければありがたいと、こんなふうに思います。

そこで、質疑ですけれども、課長、これ1枚で議会の議決を求めるに足りるものだというふうにご判断されたんでしょうか。ご答弁をお願いします。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、お答えいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というものがございまして、その中で、議会に付すべき財産の取得又は処分ということで、議案のほうの条文の内容でございすけれども、その3条に、「地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い又は不動産の信託」のほうがありますけれども、失礼しました。2条のほうで、議会の議決に付すべき契約というものが、その中に2条で、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする」という、工事のほうの条文が議会の議決に付さなければならない契約というものになっております。

もう一つ、この1枚の議案だけでよいかということでございますけれども、こちらのほうは、契約の議決ということで、こちらのほうの議案、これまでどおりに議案のほうを提出させていただいたということになっております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ただいま課長から、地方自治法第96条第1項の何号でしたか。私、自分も勉強したんですよ。そうしますと、「第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする」と、今、課長がおっしゃったそういうことは、少なくとも議決をするわけですから自分自身も勉強いたしました。

それプラス、第2項だ、3項だ等々については、個人的には地方独立行政法人法を勉強するので今回は手いっぱい、なかなか議決する際の勉強または参考資料として、先ほど言いましたように、これ1枚ぺらでは不足だったんじゃないかな。ですので、今、昼飯を食いながらこれで大変頭の中の整理整頓ができて、すんと来たんですよ。

ですので、今後こういった添付資料等があれば、ぜひ議案が上程されて説明する際に、先ほど戸村委員がおっしゃったことと同じなんです。資料提出を強く強く、重ねてお願い申し上げ

げますということでございます。ご理解、お分かりいただきましたでしょうか。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 議案に添付します資料等につきましては、今後、いろいろ参考資料、他の団体を参考にしながら、よりよい資料がつけられればと検討したいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） そのほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 15 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 18 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

初めに、歳入からご説明いたします。

タブレットの 10 ページ、補正予算書では 7 ページをお願いします。

14 款 2 項 1 目 1 節総務管理費国庫補助金、説明欄 1 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 4 億 9,800 万円は、この後説明します住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分）に係るもので、補助率は 10 分の 10 でございます。

タブレットの 11 ページ、それから補正予算書では 8 ページをお願いいたします。

こちらが歳出になります。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費、説明欄 1 の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業（追加給付分） 4 億 9,800 万円は、令和 5 年 11 月 2 日に閣議決定されましたデフレ脱却のための総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、低所得世帯に対する支援が追加計上されたことから、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯を引き続き支援するため、既に交付済みの 3 万円の給付金に加え、7 万円を追加給付するものでございます。

事業費の内訳について、説明します。

4 億 9,800 万円のうち、1 節の報酬から 14 節の工事請負費までが給付に係る事務費で、こちらは合計しますと 800 万円ということになります。

右側の説明欄をご覧ください。

まず、1の報酬でございますが、133万1,000円ですが、こちらは申請の受付やデータ入力、通知発送等を行っていただくパートタイム会計年度任用職員の報酬となります。

それから、11の役務費でございます。285万9,000円のうち通信運搬費205万5,000円は、給付対象者への確認書や支給決定通知書の送付、また確認書等郵送提出に係る郵送料で、手数料の80万4,000円につきましては、給付金の口座振込の手数料となっております。

続いて、12の委託料ですが、こちら269万5,000円は電算業務委託料で、住民税非課税世帯等に対する給付金システムの改修業務等に係る委託料となります。

事務費の主なものは、以上でございます。

次に、説明欄の19扶助費、こちらが住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金の4億9,000万円ですが、こちらが、今回の給付金の合計額でございます。

本市における支給対象の考え方ですが、基本的に前回の3万円の給付金と同様でございます。住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみの世帯、いわゆる被扶養世帯、それから家計急変の世帯も含んでおります。

今回は、令和5年12月1日を基準日として、本市に住民登録のある世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯等に対し、前回給付金に係った非課税世帯等の状況を踏まえ、対象世帯を7,000世帯と見込みました。1世帯当たり7万円を乗じて算定いたしました。

あと、支給に係るスケジュールについて、ちょっと触れたいと思います。

補正予算（案）の可決をいただきましたら、まず、1月下旬頃をめどに対象と見込まれる世帯に対しまして、市から返信用封筒を同封した確認書のほうを郵送しまして、こちら返信をいただいた世帯から順次、内容を確認の上、給付金の支給を行ってまいりたいと考えています。

また、本年1月2日以降の転入の方で、本市において課税状況が確認できない方を含む世帯や、家計急変により対象となる世帯につきましては、別途、申請書の提出が必要でございますので、前回同様、申請漏れのないよう、市のホームページ、広報あさひ、それから旭市公式LINEなども活用しながら、十分に周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

給付金の第1回目の支給日でございますが、第1回目の支給日は2月上旬を見込み、以降は2週間に1回程度のスパンで順次支給を行っていく考えでおります。

以上で、議案第18号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第 18 号について質疑がありましたらお願いいたします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。ちょっと私、聞き漏らしているんだと思うんですけども、通信運搬費と手数料の 285 万 9,000 円ですか。こちらの内訳と、それから電算業務委託料 269 万 5,000 円、これ委託先と、その委託先を選んでいる根拠というんですか。こういった業務に関して、その委託先が旭市役所の中の業務に対しては、1 者が受けているのかどうかというところをお願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） 11 の役務費、通信運搬費でございますが、こちらの確認書や、それから支給決定通知などの郵送料ということになってございます。

その下の手数料でございますが、こちらにつきましては、給付金を口座振込のほうで支給いたしますので、その口座振込の手数料を見込んだものでございます。

12 の委託料、電算業務の業者のほうでございますが、これは恐らく、現在と申しますか、前回の給付金のおときからの継続で、株式会社内田洋行さんのほうと契約を締結しておりますが、まだちょっと締結前ではありますが、恐らくデータの抽出ですとか、システムの継続の関係から、随意契約もあり得るのかなと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 他のつていうと、旭市で受けている委託関係。

○委員長（宮内 保） 旭市、市内の業者ということですか。

○委員（戸村ひとみ） こういった業務の委託を受けている業者って内田洋行のほかにもあるのか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） ちょっと一般的な話にはなろうかと思えます。いずれにしても、こちらの給付金業務を行うに当たっては、まず、住民情報と申しまして、住基、当然 1 月 1 日転入、それから税情報のほうが大変重要になってまいります。そこからの抽出作業ですとか、そういったものが入りますので、ここは、この会社につきましては、そういったものが適切に運用できると思えますので、こちらでは選択しています。

基幹系の業務を各市町村のほうで、いろんな業者と別途契約していると思いますので、内田洋行だけということではございませんので、旭市の場合は内田さんということで……

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。そうしたら通知というんですか。それをはがきでのみお知らせで送るということなんですか。さっきの通信運搬費のほうなんですけれども、そういったことになるんですか。あとのほかに方法というのがあるのかどうか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（向後利胤） はがきでは送りません。封書で、ちょっとこれは前回のなんですけれども、結構なボリュームのやつ、これ返信封筒とか入りまして、これを三つ折りとかに入れて入れるような格好になりますので、ちょっと封書の扱いになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。なので、これだけの金額になっているんですね。それだけ大きいものを送られるということで、分かりました。何かほかに方法はないんでしょうね。分かりました。すみません。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第 18 号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第 1 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 2 号、令和 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 3 号、旭市学校再編代表者会議条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 10 号、旭市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

議案第 15 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 賛成多数。

よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

議案第 18 号、令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます

す。

○委員長（宮内 保） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮 内 保

総務常任委員会

令和5年12月13日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について
- 議案第 4 号 旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて
- 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 議案第13号 工事請負契約の締結について
- 議案第14号 工事請負契約の締結について

出席委員（7名）

委員長	景山 岩三郎	副委員長	島田 恒
委員	松木 源太郎	委員	木内 欽市
委員	伊藤 房代	委員	宮澤 芳雄
委員	常世田 正樹		

欠席委員（なし）

委員外出席者（４名）

副議長 林 晴 道
議員 伊 場 哲 也

議員 永 井 孝 佳
議員 戸 村 ひとみ

説明のため出席した者（１９名）

副 市 長 飯 島 茂
行政改革
推進課長 榎 澤 茂
企画政策
課長 柴 栄 男
税 務 課 長 向 後 秀 敬
会計管理者 小 澤 隆
監査委員
事務局長 杉 本 芳 正

秘書広報課長 椎 名 実
総 務 課 長 小 倉 直 志
財 政 課 長 山 崎 剛 成
市民生活課長 江波戸 政 和
消 防 長 伊 東 秀 貴
その他担当
職員 8名

事務局職員出席者

事 務 局 長 穴 澤 昭 和
副 主 幹 菅 晃

事務局次長 金 谷 健 二

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

本日は大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

また、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

なお、永井孝佳議員、伊場哲也議員、戸村ひとみ議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、林副議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○副議長（林 晴道） 皆さん、ご機嫌よくお過ごしでいらっしゃいますか。委員の皆さんにおかれましては、本日、総務常任委員会の開催ということで、大変お疲れさまでございます。

本日付託させていただきました一般会計補正予算を含みます11議案について、審査いただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をいただいて、活発な発言、議論をお願いしたいと、そのように思う次第であります。

簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは、景山委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

それでは、議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（飯島 茂） それでは、皆様、改めましておはようございます。

本日は、総務常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審議をお願いいたします議案は、全部で11議案でございます。

内訳は、まず予算関係が1議案で、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち総務常任委員会の所管事項、次に条例関係が6議案で、議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市一般職の職

員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、次に病院関係が1議案で、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて、次に契約関係が3議案で、議案第12号から議案第14号、工事請負契約の締結についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期目標を定めることについて、議案第12号、工事請負契約の締結について、議案第13号、工事請負契約の締結について、議案第14号、工事請負契約の締結についての11議案であります。

初めに、議案第1号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については、着座で結構でございます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） それでは、議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算のうち人件費について補足説明を申し上げます。

タブレットの30ページをお願いいたします。補正予算書では28ページになります。

給与費明細書です。

今回の補正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づく給与改定の影響額が主な要因で補正を行うものです。

初めに、特別職ですが、一般職の職員の給与改定に合わせて、期末手当の支給率を年間4.4月から0.1月分を引き上げ、4.5月に改定したことから、下の比較欄になります、長等の共済費が20万円の増、議員の期末手当が79万1,000円の増となります。

続きまして、タブレットの31ページは、一般職の総括表になりますが、職員の区分ごとに説明いたしますので、次の32ページをお願いいたします。補正予算書は30ページになります。

アの会計年度任用職員以外の職員とは、常勤職員と再任用短時間勤務職員についてでありまして、比較欄、職員数の3人減の要因は、常勤職員の人数が当初の想定と比べて減ったことによるものです。

次に、タブレットの33ページをお願いいたします。補正予算書は31ページになります。

イの会計年度任用職員についてです。

給与費のうち比較欄にあります報酬の1,287万円及び職員手当等の24万3,000円並びに共済費の3万5,000円の増については、一般職の給与等の改定を踏まえ、会計年度任用職員の給料表の改定と、期末手当の支給率を2.5月から0.1月分を引き上げ、2.6月に改定したことによるものです。

次に、タブレットの34ページをお願いいたします。補正予算書では32ページになります。

（2）の給料及び職員手当の増減額の明細です。

給料の3,214万3,000円の減については、若年層の職員等を対象にした給与改定による3,083万8,000円の増額があるものの、職員の人事異動や新陳代謝等により約6,298万1,000円の減額に伴うものです。

職員手当等の3,194万3,000円の増は、期末・勤勉手当の支給率が0.1月分引上げになったことによるものです。

続いて、（3）の給料及び職員手当の状況です。

アの職員1人当たり給与については、直近と当初予算書の平均月額を職種ごとに比較したものであります。

次に、タブレットの 35 ページをお願いいたします。補正予算書では 33 ページになります。

イの級別職員数については、級及び職種ごとの人数について、直近と当初予算書を比較したものであります。

次に、タブレットの 36 ページ、補正予算書では 34 ページになります。

ウ、期末手当・勤勉手当ですが、国の制度に合わせて常勤職員の支給率を年間 4.4 月から 4.5 月に、また再任用短時間勤務職員の支給率を年間 2.3 月から 2.35 月に改定したことを示したものであります。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

議案第 1 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 担当課長のご説明ありがとうございます。

それで、一般会計の給与部分ですので、ちょっと聞いておきたいんですけども、10 月 6 日の人事委員会の委員長談話でもあるように、一応県の場合には比率として 1.19%の引上げということになっておりますけれども、旭市の場合には一般職だけでだいたいどのぐらいになるのか。29 ページでいいんですか。それとも、ほかのところを見たほうがいいんでしょうかね。

期末・勤勉、いわゆる年間 4.5 か月にするということは分かりました。

それともう一つは、本年 12 月の期末というのは、8 日の日に振り込まれましたけれども、この金額というのは、まだ議決されていないですけども、これはどういう形でもって振り込まれたのか。それとも、プラスアルファ分については 1 月以降、議決後になるのか、そのところの取扱いをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、給料表の一般職の改定率ですが、旭市の給料表は 1.3%の増となっております。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） それは記載はされておられません。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 記載されていないということは、だいたいどの部分を見れば比率的なことが分かりますか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） どの部分をということになりますと、給料表の改定ですから給料表全体を見ないと、そこから計算したものですので、複雑な形になるんですが、恐れ入ります、記載はされておりました。32 ページですね。タブレットでは 34 ページになるかと思います。

（2）の表の給料という部分の給与改定に伴う増減分ということで、改定率 1.3%。

（発言する人あり）

○総務課長（小倉直志） 32 ページです。32 ページで、タブレットでは 34 ページになります。

32 ページの上の表ですね。（2）給料の欄がございます。給料の欄の 2 つ右へ移りまして、給与改定に伴う増減分とあり、金額が示してあり、その隣に改定率 1.3%ということを示してございます。

（「給料全体は減っているけれども、上の表は改定率に伴うところの金額で改定率を書いてあると」の声あり）

○総務課長（小倉直志） そうなります。

それと、せんだって振り込まれましたボーナスといいますか、期末・勤勉手当の額ですけれども、これはまだ議案が議決されておきませんので、施行前の条例に基づいて支給されております。差額につきましては、1 月以降支給の予定でおります。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございました。

私はこの表と、それから改定率その他ずっと調べて、ここに書いてあるということが分かってありがとうございました。これで結構です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 4 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第 4 号につきましては、本会議で補足説明したとおりでございます。補足はございませんので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、質疑に入ります。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今回、出張所の業務をユートピアセンターに移すというんですけれども、今実際に旧飯岡庁舎というのは、消防分署として使っている部分はあるけれども、それ以外は全く使用に耐えない状態なんですか。

そうすると、新しい今度、今議案が出ている庁舎が完成すると、あの庁舎は取り払ってしまうと、そういう考え方なんですか。

それで、どうしてそういうことになったのかということを少し聞きたいんですけれども、分かりますよ、いろんな状況で分かるんですけれども、もっと便利なところに、今は福祉センターのところのあそこにあるわけでしょう、事務所ね。もっと便利なところに持っていけなかったのかって、出張所をね、何らかの形で。そこのところは執行部としてはどんな考えでもってこの、海岸の一番近いところの市の施設ではありますけれども、そこのところの決めた経過をお聞かせいただきたいと思うんですけれども。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） まず、今回の出張所の移転の関係ですが、飯岡の部分ですね。現在は松木委員おっしゃっておりますように、保健センターにございます。

旧飯岡庁舎に関しましては、委員ご指摘のとおり今消防の分署が入っております。そのほかは全く使用されておられません。

それで、使用に耐えない状態なのかということですが、あの建物はもともと耐震はございません。それで、飯岡分署と海上分署の統合が済んだら解体の予定ではおります。

それで、もっと便利なところをというお話でしたけれども、保健センターから移す理由なんですけれども、今保健センターに再任用職員等を張りつけて、出張所業務に当たっていただいております。これが非常に今マイナンバーカードでのコンビニ交付が始まりましたので、非常にお客様も少ないという状況があって、それだけ人件費をかける必要があるのかという問題もありまして、直近といいますか、一番近い公共施設であるユートピアセンターに移しまして、ユートピアセンターにはユートピアセンターの管理の職員がおります。この職員に出張所業務も重ねて行っていただくということで考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 飯岡に公共施設が少ないというのは、私も分かるんですけども、例えばこれがいいのか悪いのかは別ですけども、旧干潟町については昔の町の庁舎が改造に耐えるものであったと思うんですけども、飯岡の庁舎については耐えなかったと。それから、旧海上町はかなり頑丈なものを造ってあって大丈夫だと、ほかも使っていると。そうした場合には、総合的に考えますと、飯岡に少し庁舎が駄目であれば、そういう基本になるものを、もうすぐ20年たつわけですけども、何で造らなかったのかということになるんですよ。

保健センターのあの建物も、だっただけでもっていろんな問題あるんじゃないかと私は思っているんですけどもね。だから、そういうところの目配りがどうだったのかなということ、今度ユートピアセンターにこれを持っていくということで、私は気になったんです。そこら辺のところは、副市長、どういうふうに考えたらいいですか。

やっぱり飯岡がちょっと、私に言わせたら差別されているなという感じ、住民は思うんじゃないかと思うんですよ。住民と話すると、中学校も持っていかれっちゃうしなって、こういう言い方するんです、私に。そのところを、住民感情にもっと配慮したそういう施設の設定というのは、かなり重要ではないかと思うんですけども、副市長にちょっと意見を聞きたいと思っています。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 回答させていただきます。

まず、飯岡地域にそういった箱物が少ないだろうというご指摘でございました。

今まで箱物については、飯岡地域に建設しようという検討の経過はありません。ただ、やはり合併以来、旧1市3町均衡ある発展とか、バランスというものは十分考慮しなくてはならないよという中で、ご存じのように箱物ではございませんが、旧飯岡中学校跡地に旭市で初めて結構予算をかけまして、サッカー場のほうは建てさせていただきました。

箱物については、旭市の公共施設等総合管理計画の中で、今後20%ほど床面積のほうを減らしていかななくてはならないという中で、干潟の公民館もやはり耐震基準を満たしていなかったとか、今後、中学校、小学校、保育所等も人口減少とか、利用者の子どもの数も少ないという中で減らしてはいきますが、とにかく飯岡にそのような人が集まる施設というのは、今までは検討しておりませんでしたけれども、とにかくバランスのある地域というのは必要だという認識は持っていますので、よろしく願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号から議案第8号までの4議案につきましては、関連がありますので、補足説明がありましたら一括してお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 議案第5号から議案第8号までは、本会議での補足説明に重ねて補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） それでは、議案第5号から議案第8号までの4議案について、一括して質疑に入ります。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 二つね。

一つは、本会議でもお聞きした教育長の給与について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいんですよね。特別職のこのあれにも入っていないし、教育委員会の一般職の中での特別な等級なのかということとか、それをちょっと私は分からなかったんで、これは基本的なことで申し訳ないんですけども、よろしくお願いいたします。

それから、8号の年度任用職員の給与の問題なんですけれども、ここのところはどのぐらい今回上がったんですか。ちょっとそここのところの実態を教えてください。この二つの点をお聞きしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） お答えいたします。

まず、教育長の給与に関しましてですが、議場でもちょっと訂正させていただいたと思っ
ているんですけども、現在は平成27年4月の法改正によりまして、それまでは教育長に関し
ましては一般職という扱いで、教育長の給与だけを定める条例がございました。

今言った平成27年4月の法改正によりまして、新たに教育長が特別職という扱いになりま
したので、現在は特別職の給与に関する条例に教育長も明記されております。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、平成27年度に変わったんで、それまでと違う扱いで、特別職という、どのあれになるわけですか。6号の今回の条例のこの中に入るということで

いいんですか。

○委員長（景山岩三郎） 総務課長。

○総務課長（小倉直志） そのとおりでございます。

それと、会計年度任用職員がどのくらい給料が上がったのかということですが、年間で申し上げますと、職種によって違うんですが、平均して、年間といいますか、月額で1万円近く平均して上がっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） それは平均給与がちょっと今出ていないかなと。そうすると、何%ぐらいになるんですか。給与表が変わったんでしょうから。議案の31ページの表のところで計算して分かりますか。分かんないですか。それが分かるところはどっかないんですか。概略でも。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小倉直志） 概算で、実額で5%ほど上がっております。

（「5%ですね」の声あり）

○総務課長（小倉直志） はい。今回の給料表の改定は、本会議でも申し上げましたが、若手職員を中心に上げておりますので、その若手職員の給料表が適用される会計年度職員ですので、全体の1.3%よりはずっと高い割合で上がっております。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第5号から8号までの質疑を終わります。

続いて、議案第9号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 議案第9号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたところであります。加えての説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私も詳しいことを本会議で聞かなかったんですが、よく見てみたら大変大事なところだったので、ちょっと聞きますけれども、該当するこの国民健康保険税の23条の1、2というのは、要するに保険税の減額規定で、1と2は条例を見まして分か

りました。

今回の3というのが、出産をされた方の問題なんですけれども、概略、どういうときに減額、どんな形でされるのか、簡単でいいですから教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 概略ですけれども、出産されるお母さん、母親の均等割と所得割を他の社会保険と同様に4か月分を減額すると。それと、双子以上の場合は6か月を減額するという、概略、簡単ですけれども、他の保険に合わせて今回減額ということになっております。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だいたい、課長の予想では年間、生まれるお子さんが減っていますけれども、生まれるお子さんがどのぐらいだとどのぐらいの減額対象が生じるというふうに、今のところ予測できますか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 今回の制度ですけれども、1月からということでありまして、要は令和5年度、残りの3か月分対象になってくるんですけれども、当初賦課をもうしておりますので、令和5年度分としましては、対象人数が27名、概略、減免額25万円程度ということになっております。

令和6年度以降につきましては、これから確定申告等ありまして、所得割等の関係もございしますので、まだ算定はできておりません。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私、不勉強で悪いんですけれども、旭市の場合にはかなり減っているけれども、年間何人ぐらい出生予定なんですか。だいたいこのところ、統計的に。特殊出生率は旭市は近隣より少し高いですね。ご存じのようにね。そういう関係から見ても、ちょっと教えておいてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（向後秀敬） 概略ですけれども、これは保険年金課のほうで出産育児一時金というものをしております。それを見ますと……

(発言する人あり)

○税務課長（向後秀敬）　そうですね、はい。ですので、国保の関係でいいますと、出産育児一時金を出しているものは、令和元年で 58 名、令和 2 年で 54 人、令和 3 年 48 人、令和 4 年 44 人ということで、だいたい 40 人から 50 人程度になるかなとは予測しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　松木委員。

○委員（松木源太郎）　ありがとうございました。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎）　ほかに質疑ございますか。

(発言する人なし)

○委員長（景山岩三郎）　特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴　栄男）　議案第 11 号につきましては、本会議で説明したとおりになります。本委員会での補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎）　議案第 11 号について、質疑ございましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎）　それでは、議案第 11 号について、私のほうからお聞きしたいと思います。

私は、前に配っていただいた、全く同じ文章なので、11 月 22 日の全協の書類でもってかなりいろいろ印をつけてあるんで、これでもって聞きます。だいたい同じでしょうけれども。

本会議で聞いたときは、言葉遣いの問題についてかなり聞いたんですけども、言っていちゃることは、例えば第 1 期の最初のときのものも私は読ませていただきましたし、それから 2 期のときのものも読ませていただきましたし、1 期の目標が終了したときの文章も本会議で言ったように読ませていただきました。

そこにはいろいろ勉強すべきことが書いてあるんですけども、ただ今回の第 3 期の分につきましては、1 期、2 期と比べて本当に専門用語というか、普通の言葉じゃない言葉が出てきているんですよ、大変多く。そのことをどうして気にしないのかと。私、質疑したらば、最後に言ったのは、これを読むのはお医者さんもありますからという言い方して、これが頭にきたんですよ、本当に。

この目標というのは、旭市が独法を設立しているから、これを本当に読んでもらいたいのは地域住民なんです。旭市の市民なんですよね。独法がどういう形でもって病院経営を行うかということ、本当に理解してもらいたいという趣旨がなければいけないわけです。

それで、お医者さんに読んでもらうためだったら、3月に提案されるような病院がつくった中期計画の中でもって専門的なことを言って結構だと思うんです。

こういうようなことなんで、私は常任委員会でもって何を聞こうかということ考えたときに、やはりこの文章は大変いいこと言っていますから、しかし理解する面では大変難しいということなので、一つ言葉を変えていただきたいということをここでもって言います。

議案とこの文書はだいたい同じですから、こっちの議案と同じように言いますけれども、1ページ目の上から4行目の広域基幹型急性期病院、これは言い換えていただきたい。

それから、その真ん中程度にある法人に求めるガバナンス、このガバナンスというのも言い換えてもらいたい。

次、2ページにいきます。

中ほどにある集学的治療等、これ私には意味が分かりません。言い換えていただきたい。

4つ目が3ページ目の上から5行目のQ I 分析、医療DX、この2つの言葉ですね。

それから、真ん中にある分かりやすく明瞭な説明（インフォームドコンセント）って書いてあります。これ英語でそうなんですけれども、これは2期のときにも同じような書き方して、おかしいなと思っていましたんで、これ考えていただきたい。

それから、その下の（3）のPDCA、プラン、ドゥ、チェック、アクションというんですか、これはどういう意味だか私には分かりません。

それから、4ページ目の真ん中から中ほど下の（3）職員の就業環境の整備のところにあります2行目のワークライフバランス、それからそのすぐ下のガバナンスの強化って、ガバナンスという言葉だってね、本当は分かりにくいと思うんですけれども、組織マネジメント、それからその下の下から3行目のコンプライアンスの徹底、コンプライアンス、法令遵守というんですよね、日本語で言うとな。

だいたいそういうような言葉が羅列されて、1と2と比べたら物すごくこういう言葉がいっぱい出ちゃっているんですよ。これはやっぱり独立行政法人旭中央病院が、これから4年間、住民にどのような病院の目標を持つかということを示すには、あまりにも文章として、言っていることは専門家が見れば分かるし、なかなかいいことを言っていると思いますけれども、そういう文章でいいのかということぜひ検討し直していただきたいと思います。い

かがですか。この言葉の正確な意味を全部、今回、常任委員会でもって教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今、松木委員のほうからご指摘ありましたいろんな専門用語が多くて分かりづらい、市民が理解しづらいのではないかということでした。

確かに中期目標内の用語につきましては、市から病院へ業務運営に関する目標を指示するということが主となっておりますので、市民になじみのない言葉、専門的な用語を記載しているということは、確かに認識しております。

外来語や専門的な用語を使用している部分については、極力用語の前後、その意味を補完するような言葉を添えて、一般の方にもご理解いただけるような一応配慮はしているつもりでございます。

例えば、最初にありました1ページ、広域基幹型急性期病院なんですが、これは前回議案質疑のときにもほかの議員からありましたが、当初はこれ単独の言葉だったんですが、これでは意味が分からないだろうということで、その前の文章になります、この病院を表す意味合いとしまして、前から、千葉県北東部及び茨城県鹿行地域において、高度医療及び24時間365日の救急医療を提供する病院になります。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） これは3期から出てきた言葉になります。

ガバナンスなんです、すみません、ガバナンスはこれ2期から……

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） この用語自体は、3期から出てきた言葉……

（「何で広域基幹型急性期病院になったのか」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、これはちょっと病院のほうから話がありまして、中央病院としては、その前文にありますけれども、2次医療圏だけではなく、茨城県の鹿行地域のほう、広域を対象として24時間救急医療を提供しているという病院でありますので、これはちょっと病院のほうから指示というか、お話があったものです。

次なんです、ガバナンスにつきましては、すみません、これ第2期の目標から使っている用語となりまして、組織をまとめ上げて治める、統治というようなニュアンスで使っております。

続きまして……

（「2期にはありませんよね」の声あり）

○企画政策課長（柴 栄男） ガバナンスは2期でも使っております。少々お待ちください。第2期の中期目標ですと3ページになります。

一つずついきたいと思います。

集学的治療等、すみません、これはちょっと2ページになりますけれども、その前段になりますけれども、地域のがん診療連携拠点病院としての役割の例示でありまして、専門的な医療を提供することを指示するものということ、これは前の文章にかかっております。

3ページになります。

Q I 分析、医療DXですけれども、これは見出しにこの言葉が書いてあります。その下に説明する文章が入っているんですが、これがそれぞれ文章の前段部分がQ I 分析についての説明、後半の部分が医療DXに対する説明文となっております。

その下、インフォームド・コンセントですが、これ2期のときはインフォームド・コンセントだけの記載だったと思います。ここについては、ちょっといろいろお話がありましたもので、日本語表記も併せて記載したということになっております。

その下、PDCAサイクルですが、こちらについてもその下に文章が書いてありますが、この文章がこのPDCAサイクル、これの実際の動きとなります。

4ページになります。

ワークライフバランスなんです、これは3期から新しく使った言葉であるんですが、すみません、こちらについてはニュース等でも出てきているので、大丈夫かなというような感じで、広く使われてきているかなというような認識でございました。ワークライフバランス、これは意味合いとしては性別や年齢を問わず仕事と生活を両立させ、相乗効果を生むための取り組みとなります。

その下の組織マネジメントですけれども、組織をスムーズに運営するために組織の目標を達成するための戦略や仕組みをつくって、計画を実行、管理していくことを言っております。

コンプライアンスですが、これは法令遵守、委員がおっしゃったとおりになります。これも言葉としては使われてきているのかなというふうな認識でおります。

確かに意味を補完していない用語もあるんですが、2期から引き続き用いている用語であったり、ニュース、新聞等で広く一般的に用いられているような言葉は、こちらで判断して使用しております。

全て補完しているわけではないので、読んだ方によっては調べる必要が出てくることもあ

うかと思いますが、この目標をつくるに当たっての市の考え方としましては、法人は もちろんなんですが、これを読んだ人に分かりやすく伝えるために簡潔な構成として、法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示して、市長が法人に指示する内容を明らかにすることを基本的な考えとして策定しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ご説明どうもありがとうございます。

ここであんまり議論する必要はないと思うんですけども、市はこれでもって、要するにこれは地方独立行政法人法の中でもって、この項目を書きなさいということを示された中で書いているわけですから、そういう中身になるんだと思うんですけども、ただ私はやはりこんな難しい言葉をいっぱい使った目標というのは、ふさわしくないと思います。それだけ言っておきます。

それからもう一つ、これは病院の問題でこれからまたお聞きしたいんですけども、サイバーテロ対策ということで、私ちょっと聞きましたよね。この中でもって情報セキュリティの問題についてはどうなんだって聞いたら、またこれは議論があるところですけども、なぜそれを聞いたかという、ご回答では、旭中央病院のそういうデジタル的なものは、外とつながっていないというような言い方をあなた方はしたけれども、東京の本郷にある診断施設とはどういう形でもってつながっているのかって聞きたかったんですけども、やめたんです。

これはだから、要するに旭中央病院がどういうサイバーテロ対策、情報セキュリティというんでしょうけれども、しているかということを知りたいんですけども、それについては今どんな状態なんだか、簡単に教えといてください。余計なことで悪いですけども。

○委員長（景山岩三郎） 議案の審査は途中ですが、11 時まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時 0分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） それでは、情報セキュリティに関する質問でございました。

まず、病院の中にあります医療に関するデータ、電子カルテ等になるかと思いますが、そういったデータはさっきの遠隔病理診断科診療所なんかもそうですけれども、専属の回線でやり取りはしています。専属の回線ですので、あくまでも病院の中だけのネットワークでやっております。そうしますと、外部につながっておりませんので、外部から何か攻撃を受けるといった形は取られないふうになっております。電子カルテと医療データについては病院内、中の回線だけでやっていますので、外部からの攻撃を受けることがないというような対策になっております。

先ほど言いました遠隔病理診断科診療所については、専用の回線でやっておりますので、そこは電子のやり取り、データのやり取りは当然行っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 東京のほうとの病理診断だけは専用の回線でやっているというけれども、それ以外は本当につながっていないの。少しでもつながっていたら、必ずウイルスが入ってくるからね。

私なんかだって、コンピュータを使い始めて三十何年たつけれども、必ずソフトを入れて、最近はかなり多いです。いろんなの入ってきます。阻止しているけれどもね。だから、そういうことで病院はちゃんとしているなということで分かりました。そのことについては結構です。

それで、やっぱりこれだけ難しい言葉が出てくるとどうしようもないから、この目標については、今私が指摘した以外のものも含めて、やっぱり言葉の解説書をつけたほうがいいね、作って。そういうのもって普及してくださいよ。ただ議会側だけが読むと思ったら大間違いでね、この目標というのは、本来は旭市の住民の方に、これは知らせなければいけないんですよ。中央病院というのはどういう目的で病院事業をやっているか。そのために、わざわざ独法では、こういうことで目標を持ちなさい、こういうことでもって病院は計画を立てなさい、そういうふうになっているわけですから、ただ単に独法でもって独自にやりなさいじゃないんですよ。だから、そういうのはぜひ必要だと思います。

それからもう一つ、本会議でもって戸村議員が指摘した「第3者評価」というのを、数字の3を漢字の三に直したほうがいいという提案があって、私もそうだと思っているんで、この

点については、委員長、ここの委員会でもってどうこうしてということになりませんので、議長にお願いして、ぜひこれは原稿と違う文字ですけれども、訂正するようにお願いしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員、その件に関しては、私のほうから議長に申し入れますので、よろしくお願いいたします。ご理解をお願いいたします。

ほかにございますか。

島田委員。

○委員（島田 恒） 私のほうからは、この目標の考え方というか、これからの方向でありますので、大きいところの話でちょっとお伺いしたいんですけれども、中央病院に対する旭市のこれ目標ですので、そしたら大きく考えれば、旭市として今中央病院が置かれている高度医療、大変な大きい病院ですので、それはいいんですけれども、住民の方々がまだ足りないなという、思っていることもあると思うんですね。

例えば、具体的にいえば、例えばリハビリをやるとなかなかすぐに長くできないと。私の母親も実は大腿骨の置換手術、大手術をやった後、だいたい1週間以内に出てくれって言われたこともあったんですね。どうしようかと思ったんですが、そういうように市民の方々が足りない部分というのも、現実的にはあると思うんですね。例えば、そういうようなりハビリ関係のことだとか、あるいは待ち時間のことだとか、そういうことについては経営の中で中央病院の経営計画の中で落とし込むんだろうけれども、ただ大きい旭市の目標としては、例えばそういう医療というものの市民の方々が足りないと思うようなことも、市としては目標として掲げるべきではないかなというような気がするんですね。

そのためには、例えば広域連携をするとか、市町村との連携をするとか、そういうような目標も市としては目標として掲げるべきなんじゃないかなと思うんですね。

具体的な行動計画については、もちろん経営の主体は中央病院ですから、それでいいと思うんですけども、そういう目標がないと、将来、どんなような中央病院になってほしいんだというような、旭市の目標になかなかかなり得ないんじゃないかなと思う。

ここからそういうものを具体的に入れれば入れるほど書き込むのは難しくなってくると思うけれども、旭市のスタンスとして、今、市民がこういうふうになってほしいなということは、ある程度入れていくべきではないかなと思うんですね。

働き方だとか、例えばその中でコンプライアンスだとか、経営の中のガバナンス、要するに

企業を統治してどうやってグリップしていくかというのは、これは経営の問題だから中央病院でいいんだけど、我々としては、そういう大きな目標も入れ込んでいく必要があるんだろうと。そういう願いがありますので、それについてこれからも検討していただきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 地方独立行政法人のまず制度においては、設立団体の長である市長になりますが、これは法人に対して、まず国・県の医療の動向等を踏まえた中で、法人が達成すべき業務に関する目標、中期目標を指示し、法人はこの目標に基づいて目標を達成するためのより細かな具体的な計画、中期計画を作成し、これに基づいて業務を遂行していきます。

なお、期間中には、その業務の実施について評価することで、目標に対する達成状況を確認することとなっていきます。

先ほど市の考え方というお話もありましたが、まず目標に掲げるもの、法で定められている部分もございます。また、国・県の医療行政、計画に関する部分もございますので、そちらに沿った形で載せてございます。

個別のというのはなかなか難しいところもあるんですけども、先ほどお話がありました医療連携であれば、2ページの地域連携と機能分担のさらなる推進ということで、これは国のほうも進めている部分でありますので、ここは市も目標を示しております。より具体的な計画については、後日、病院のほうから示されると思っております。

あと、患者の満足度の向上につきましても、これは3ページの（2）のほうでも載せてございますので、ここでまた具体的な提案が病院のほうからなされてくるかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田委員。

○委員（島田 恒） 言われるとおり我々は大きい目標を出して、具体的な行動計画については中央病院のほうでつくるんだって、もちろんそれはよく分かりますけれども、やはりある程度の、あまり抽象的になり過ぎては何かよく分からないこともありますので、広域連携はどうするんだよということになれば、市町村の中で連携するのかとなると、そうしたらば今度

は医療の例えばカルテの共有なんかというと、情報セキュリティにも関わってくるということをしかりやっていかなければいけないと思うんですよね。

例えば、開業医の方との連携しながら医療の度合いによってどういうふうに分担していく、それで要するに混み方を解消するとかというのは、旭市の目標としてやっていかなければいけないような気がするんですけども、ぜひそういうように、できれば旭市の目標としてももう少し具体的にやれば、もっと市民の皆さんも分かりやすいんじゃないかなというような要望を申し上げて、これで結構です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 回答はよかったんだけど、これにはちゃんと用語集をつけてくれる。作ってくれる。私たちが理解できるような。答弁してよ。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、流れていきますと、仮にこれ目標が議決、可決されたとしたら、公表をします。その公表の段階では、そういった用語集のほうもつけるというようなふうに考えたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） あのね、いいですか。地方独立行政法人、国も独立行政法人、大学も病院も独立行政法人にしましたよね。その後、地方の独立行政法人をする、つくるということが法律でもって決まってやってきたわけ。だから、何でこんな文章が目標なんていうのをつくるのかといったらば、設立団体は旭市なんです、旭中央病院の。それでもって前文、中期目標の期間、これ第1、ここに書いてあるでしょう。それから、第2が地域住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、つまり設立する地方自治体が病院に何を求めるかということを2番目に書きなさいってなっているんですよ。それでもって、3番目が業務運営の改善及び効率化に関する事項、その業務をやるに当たってどうしたらば効率的にできるかということも考えなさいと、自治体がですよ。そして、ただやるにはお金がかかるから、4番目に財務内容の改善のことも書きなさいと。つまり、借金の部分は自治体を持つわけですから、自治体が借金して、独立行政法人にお金を持って行って、それでもって医療器具を買ってもらうわけですからね。つまり、病院を設立しているのは、旭市なんです。旭中央病院ではないんですよ。

この目標を基に今度、次の計画を病院がつくるわけでしょう。この目標が示されて、それをもってそれに基づいて病院が計画をつくる。ですから、この文章は旭市の担当課なり、旭市長が考えなければいけない内容なんです。ところが、これは明らかに病院がつくった文章ですよ。それではおかしいんですよ。

だから、第1期のときは、こんな難しいことは書いていません。私、ここに今持っていますが、こういう病院になつてもらいたいということが切々と分かる内容になっています。2期からおかしくなっているんです。つまり、そういうことの基本を旭市の行政の中でもってきっちりさせてもらわなければ、旭中央病院は発展しませんよ。

今、島田委員がおっしゃったこと、本当にそうだと思う。私の知っている人も、治ったらすぐ出ていきなさい。遠いところでもってリハビリして、3か月、6か月、リハビリ大変ですよ。中央病院の近くに、例えばイオンタウンを造るんだったら、そこにもっとリハビリの施設を造ったほうがいいんですよ。これが住民のためになるんです。

こういうことを考えないで、旭市は病院を中心のまちづくりするなんて言って、サンモールもなくなって、1時間も歩いて買物に来ている人がいるんですよ。こういうようなことになったんでは駄目なの。どうですか、副市長。この文章、本当に市の職員が書いたものですか。そんなことを本当に私、思いましたよ。ここはどういうことだかお答えください。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） まさしく旭中央病院、従来から言っていますように、旭市の宝というような部分で、例えば一般会計より多い予算規模、四百二、三十億円の予算規模の病院でありまして、まさしく千葉県内のこの地方、医療圏人口は現在 90 万人ですか、その医療を支える病院の中でまさしく専門性、それから民間の病院では採算性の取れない救急医療とか、周産期医療とか、それから災害時の医療とか、それを担っている高度の本当に救急医療病院なんです。

そこら辺の内容につきまして、市のほうから独立行政法人に指示を出すということではありますが、まさしく専門的な部分ですから、この文といたしますか、内容をつくるに当たっては、当然、病院事務局のほうとしっかり連携を取る中で、そして本当に専門家である大学病院とか、県の病院局長とか、そういった専門性のある先生方等の意見を聞く中で定めている計画でございます。私もそのように理解しておりますので、よろしくお願いをいたします

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私は、それはそうやらなければならないのは事情は分かりますよ。しかし、もっと柱になるのは旭市民が、だってほかから来た人、お客さんだって、我々がそれこそ昭和 28 年から病院を支えてきたわけでしょう。

私が昭和 41 年に旭市に就職したときには、こんな病院があつてよかったなと思ってね、当時はあれですよ、靴を履き換えて、スリッパでもって上がるような病院でしたよ。私も驚いたけれどもね。そういう病院が、それこそ院長をはじめ職員の方々の努力でもって、これだけ地域に貢献する病院になってくれたって、大変ありがたく思っているんだけど、しかし今回独法以後だんだん住民の要求を排除するような病院になっちゃっているんですよ。

この原因は、やっぱり旭市にあります。市長にあります。このところを本当に感じないで、私はこの目標を見られなかったです。だから、そのところの考え方がちょっと違うんだよね。だからこれは、私は旭市の議会では、常にこのことについては議論をしていかなければいけないなと思っています。

だから、前にも副市長が言ってくれたように、私は大変旭中央病院に感謝しているわけですよ。定期的に人間ドックへ入って、それで前立腺がんが見つかったけれども、ちゃんときれいに治っちゃったと。こんな奇跡はなかったです、私には。長生きできますよ。だから、すごく感謝しているからこそ、こういういい病院であつてもらいたいということでもって言っているわけですからね、そのところをよく理解していただいて、来年 3 月の中央病院の目標についてだって議論させてもらいますよ。場合によったらね、これ目標を、計画ね。目標をこれ否決して、もう 1 回つくり直してって言いたいぐらいですよ、私は。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 一つ聞かせてもらうんですけれども、その前に私は旧干潟町の生まれで、そこで育っていますけれども、地元の人たちからやっぱり病院に対する思いというのは、非常に体の診療をしてくれるところですから、鎗木に出張所があつたんですけれども、それがなくなっちゃった。本当これは私、多くの先輩方から聞いたんですけれども、もともと中央病院というのは、干潟町溝原に造る計画があつたと。造る計画があつただけけれども、ここに隔離病棟というんですか、結核の病棟があるんで、これは怖いということで反対したからなくなっちゃったんだけれども。だけれども、周りに随分東庄町のほうにまで出張所があつても、干潟地区にはないんだという話がありました。

でも、そんな中で市は苦勞しながらやっぱりこっちからも通えるような道路を開通させてく

れたり、そういった意味でその評価はしますけれども、やっぱり病院に対する熱い気持ちというのは、私も干潟地区もみんな一緒ですよ。本当にしっかりちゃんとやってほしいということをお願いしておきます。

私の質問、一つ教えてもらいたいですけれども、4年前にこの計画が出たときに、東京都文京区本郷に、幾つ幾つの番地のところに遠隔診療所ですか、それを開設するんだと。その内容について説明を受けたんですけれども、具体的なその話は病院の職員がいないんで、市の職員では答えられなかったんですね。今4年たったんで、いろいろ結果が出たと思いますから、この遠隔診療所についてちょっと聞いておきたいんですけれども、この4年間で、この診療所というのは旭市が設立したって言いますけれども、旭中央病院が。これ旭中央病院だけのものなのでしょうか、まず、それを教えてください。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 病理診断科診療所になりますが、造ったのは旭中央病院になりますけれども、利用としては中央病院だけではなくて、ほかの医療機関も一緒になって使っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） これは4年たって、年間どのくらいの、診療科がたくさんありますから、企画のほうで把握はしていないでしょうけれども、分かる範囲でどのくらいの病院のために役に立っているかということ、できれば利用した数を数字で教えてもらえるとありがたいんですけれども、どうでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 件数ということで、すみません、令和4年度の数字になりますけれども、遠隔病理診断した件数ですが、1,208件の診断を行っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ちょっとさっきの最初の質問に戻るんですけれども、中央病院以外で何病院くらいがこの4年間でそこを利用しているのでしょうか。それはやっぱり中央病院のような自治体病院なんのでしょうか、あるいは私立も入っているのでしょうか、病院。分かれば。

○委員長（景山岩三郎） 宮澤委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 複数で使っているというのは分かるんですけども、実際どこの病院がやっているかというのは、すみません、今ちょっと資料がありませんので、後日回答します。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） しばらく休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時26分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 時間を取らせて申し訳ないです。

今お配りしたのは、何で私がそんな発言をしているかという根拠なんですよ。

これは市のホームページに、企画政策課がつくったやつなんです。これちょうど偶然見つけたんで、私、裏表コピーしといたんですけども、要するに中期目標というのは何だということが、ちゃんとここに書いてあるんですよ。

ですから、4番、策定に係る基本方針（案）ってあるでしょう。ここにちゃんと、2番目には「市民等に分かりやすく伝えるため、簡潔な構成とし、法人が果たすべき役割を大きな柱立てとして明示し、市長が法人に指示する内容を明らかにする」こういうようなことで、本当にここではいいこと書いてあるけれども、出てきた文章は何だこりゃということになっているわけです。

ですから、この裏を見ていただければ、関連法令ってありますけれども、地方独立行政法人法でもって第25条、設立団体の長は3年以上5年以下の期間において、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標、中期目標というのを定めて、それでもって公表しなけれ

ばならない。

そこにどういうことをやるかっていったらば、1、2、3、4、5、この場合には5がありませんけれども、こういうことなんです。5は、その他業務運営に関する重要事項、これは抜けているんですよ、旭市。

ですから、こういう大事なものであり、市民の方に、お医者さんに知ってもらわなければならない。市民の方に知ってもらう。中期計画という病院がつくるものは、これはお医者さんが、専門用語が書かれても構いませんけれどもね。こういうことでもって中期目標というのがある、今年が3回目で、今年でもって2期が終わって、終わったらば、ここに私1期のときの反省材料とかいろんなのを、ぺらを持っていますけれども、こういうような評価をする。

ですから、ここで聞いておきますけれども、最終的に評価委員会のオーケーをもらわなければならないわけですが、これをいつもらったんですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今回の第3期の中期目標の件です。

すみません、今ちょっと資料を探したいので、ちょっとよろしいでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） はい。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 失礼しました。評価委員会ですが、最終的には11月になります。3回目の開催です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（柴 栄男） 11月10日です。が3回目の開催で、この案を承認いただいています。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 11月10日に第3回目の評価委員会でもって承認をいただいている。何か意見はありましたか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 3回目は、その前の段階でいろいろ修正、指摘事項があったので、それを持ち寄ってのことだったので、3回目では特にありませんでした。

その前段、1回目、2回目では、何回かお答えしていますけれども、目標の中の前文であり

ました、先ほど難しいと言われた広域基幹型急性期病院、これが単独で出てきていたので、これ意味が分からないよねということで、前段にこういったものであるから、こういった病院ですよという内容を書いたりしております。

あと、これも何回かお答えしましたが、現在、中期目標の中で災害時医療、感染症医療と見出しがあるんですけれども、2ページの(5)になるんですが、当初は見出しが感染症医療ではなくて、新興感染症というふうな言い回しになっていました。新興感染症であると、ちょっと範囲が狭過ぎるので、見出しとしては感染症でいいんじゃないか、ただ文中については災害など新興感染、急な国際的に問題あるような感染症なので、文中に使うのはそれはいいんじゃないかというような意見等がありました。

すみません、今ぱっと思いつくのは、以上となります。以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 私はホームページをいろいろ調べていて、最初のときの記事、あれしか載ってなかったんだよね。それでもって、最後はいつかなということが気になっていたんだけれども、これは評価委員会というのがありまして、4人だったっけか、委員。5人か。6人。方々がいらっしゃって、それでもって、そこでもってこれ協議するんです。だから、簡単に担当課がつくったんじゃないんですよね。それでも、こういうような問題が出てくるということですから、要するにとても大事な本当に旭中央病院がこれから目指すもの、目標、そういうものをこの議会で議論するというのが、私たちに任されているわけですから、このことを踏まえて、最終的に最終日にどういう判断するか、また考えなければいけないなど私は思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 一つお願いします。

医師の確保なんですけれども、結婚してお子さんがいる医師の方は、やっぱり子どもを医者にしたいということで、高度な教育を受けさせたいということで、一つには旦那さんが単身赴任でこっちに残られるパターンと、あとお子さんの進学と同時に都内に戻る、そういったことが結構問題視されています。

それで、旭市内はやはり農業、工業高校なので、なかなか難しいと思うんですけれども、近隣の県立高校であったり、そういったところに医療系の大学進学の特進クラスですかね、そ

ういったのがあれば都内へ帰らなくてもいいんだよねというお医者さんも結構多いので、医師の確保というところで広い視点から、また市としてその働きかけであったり、県のほうですかね。そういったことができるんじゃないかと思うんですけれども、見解をお聞かせください。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 今確かに常世田委員おっしゃったとおり、子どもが進学されるタイミングで、ちょっと医師の働き方としては変化が起きる、子どもに合わせて奥さんが戻っちゃう、旦那さんだけ単身になっちゃうというケースが確かにあるというふうには聞いております。

今言いました医療系の大学なり勉強する場があればいいんじゃないの、確かにそのとおりなのかと思うんですけれども、何分これに関しては、市単独でどうこうという部分はなかなか難しいかと思しますので、その辺につきましてもちょっと病院のほうと話ししながら、病院も当然これは気がついていることでありますので、またちょっと話をしていきたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） 多分、全国的に見ても郡部で、これだけの巨大病院で医師の数を抱えているというところはいいい例がないと思うんで、やはり先進的に病院と協力して医師確保、そういった面からも市として協力できるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。回答は結構です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 12 号から議案第 14 号までの 3 議案については関連がありますので、補足説明がありましたら一括してお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案第 12 号から第 14 号、工事請負契約の締結についての補足説明を申し上げますその前に、これらの工事の契約方法であります総合評価方式一般競争入札の概要につきましてご説明させていただきたいと思います。

本日配付の２種類の資料のうち、右上に参考資料、議案第 12 号から 14 号、財政課と書かれた資料になります。

タブレットのほうにつきましては、まず 1 ページから説明をさせていただきます。

上の 1 から順に申し上げますと、総合評価方式一般競争入札は、価格のみで評価する通常の一般競争入札と異なり、施工品質や安全性等、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式で、本市では令和元年度から導入しております。

次の 2 になりますが、対象となるのは設計額 1 億円以上の工事から、旭市建設工事等入札参加資格委員会が選定したものにになります。

総合評価方式における評価方法については、予定価格の範囲内で評価値が最も高いものを落札者とするもので、評価値の算定方法につきましては、3 の評価方法に記載してございますが、次のページですね、次ページ以降に評価基準及び算出例を示しておりますので、そちらを基に説明させていただきたいと思います。

では、2 ページをお願いしたいと思います。

2 ページは、評価値のうち価格以外の要素を数値化した評価点については、こちらの評価項目及び評価基準により算出いたします。

こちらの表には、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事のうち建築工事について記載しておりますが、ここでは実際の公告分について一部を用いて、上から順に説明をいたします。

まず、企業の技術力のうち企業の施工能力として、所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。同種工事の内容につきましては、米印としてありますが、欄外に記載してありますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、旭市又は千葉県の発注工事における平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡し済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が 1,000 万円以上のものを最大 4 件まで申請可能となっております。

その下は、過去におけます指名停止などの状況についての事項となっております。

そして、企業の施工能力の最後、こちらは環境マネジメントに係る国際規格である ISO 14001 の認証取得の有無についてであります。

続いて、配置予定技術者の能力についてですが、1 点目は所定の期間における同種工事の施工実績の有無についてであります。

次に、旭市又は千葉県の発注工事における平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡し済んだ同一工種での工事成績で、最終契約金額が 1,000 万円以上のものを最大 2 件まで申請

可能となっております。

以上が企業の技術力に関する項目で、次からは企業の信頼性・社会性に関する項目となります。

まず、地域精通度に関する項目では、平成 30 年 4 月 1 日から本件公告日までに引渡しの済んだ旭市内での公共工事の施工実績の有無で、最終契約金額 1,000 万円以上を対象としています。

次に、地域貢献度として、旭市内に建設業法に基づく本店又は支店の有無、そして旭市との災害協定の締結の有無及び協定に基づく災害対応の活動実績の有無について設定しております。

以上の項目から企業や配置される技術者の能力、地域での貢献度等について評価をつけ、その合計である評価点から加算点を算出します。

なお、各項目の配点、評価基準、評価点につきましては、表の右側に記載してございます。

次の 3 ページをお願いいたします。

こちらの表にあります算出例を基に評価値の計算方法について説明いたします。

ここでは、A、B、C の 3 社の①の評価点がそれぞれ 14 点、10 点、6 点になっています。このうち 14 点の A 社は最高評価点で②の加算点は 20 点で、10 点の B 社は 20 点に自身の評価点 10 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 14.285 点、6 点の C 社は同じく 20 点に自身の評価点 6 点を A 社の最高評価点 14 点で割った係数を掛け合わせた 8.571 点となり、これにそれぞれ標準点 100 点を加えた③の技術評価点は、A 社が 120 点、B 社が 114.285 点、C 社は 108.571 点となります。

このように算出された A、B、C 各社の技術評価点を、それぞれの④の入札価格で割りまして、有効数字の 1 桁目が整数になるまで 10 を掛け続けることで得られた値が⑤の評価値で、この数値が一番高い者が落札者となります。

この算出例の場合ですと、入札価格は C 社の 4,650 万円が最低額ですが、評価値は入札価格 5,000 万円の A 社が 2.4 で最高値となり、同社が落札者となります。

続いて、4 ページをお願いいたします。

ここでは、総合評価方式一般競争入札の実施手順について、こちらに記載されていますフローを基に説明いたします。

まず、第 1 回目の入札参加資格委員会において、発注案件が総合評価方式に該当するかを判断し、該当することになりましたら評価項目を作成し、内容について学識経験者からの意見

聴取を行います。

学識経験者は2名おまして、1名は海匠土木事務所の技術次長、もう1名は国土交通省利根川下流河川事務所の総合評価審査委員を務められています千葉科学大学の教授に委嘱しております。

その後、落札者決定基準の内容を審査するために、第2回の入札参加資格委員会を開催し、基準が定まったところで入札公告を行います。

公告後、入札参加希望者へ技術資料の提出を求め、提出があった資料の確認を行い、学識経験者からの意見聴取を行います。

続いて、入札参加資格の確認及び提出された技術資料の審査を行うため、第3回の入札参加資格委員会を開催して技術評価点を算出し、そして入札後に評価値を算出して落札者を決定いたします。

総合評価方式一般競争入札の概要の説明については以上でございます。

続きまして、議案第12号から議案第14号、こちらのほうの補足説明を申し上げたいと思います。

資料は右上に議案第12号、財政課と書かれたもう一つのほうの資料となります。

タブレットの1ページでございます。

こちらには、海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事のうち建築工事の概要を記載しております。

下のほうになりますが、6の工事概要をご覧ください。

建物の構造は鉄筋コンクリート造りの2階建て、建築面積は970.84平方メートル、延べ床面積は1,218.82平方メートルであります。

工事の内容といたしましては、庁舎建物の建築工事一式、外構工事一式及び建設地であります旧海上野球場のバックネット・フェンス等の撤去工事一式であります。

続いて、2ページをお願いしたいと思います。

こちらは建築工事の開札調書となります。

本工事では、3者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行ったところ、1者から辞退の届出があり、また入札書、内訳書を提出した2者のうち1者の内訳書について内容に不備があり無効となった結果、唯一有効な入札だった阿部建設株式会社を落札者に決定いたしました。

次の3ページをお願いしたいと思います。

こちらは右上に議案第 13 号、財政課と書かれた資料になります。

こちらにつきましては、電気設備工事の概要を記載しております。

同じく下の 6 の工事概要をご覧ください。

工事の内容といたしましては、電気設備工事一式で、主な設備といたしまして、受変電設備、動力・コンセント設備、照明設備、放送・通信設備、また停電時の電源確保のための自家発電設備、太陽光発電設備があります。

次の 4 ページをお願いしたいと思います。

こちらは電気設備工事の開札調書になります。

本工事では、4 者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行ったところ、期限までに 3 者から入札、内訳書の提出がありました。

開札の結果、入札額と総合評価における技術評価点から算出した評価値が最も高い株式会社山口電気商會を落札者に決定いたしました。

続いて、5 ページをお願いしたいと思います。

次の資料は、議案第 14 号、財政課と書かれた資料になります。

こちらは、同じく機械設備工事の概要を記載しております。

下のほうの 6 の工事概要をご覧ください。

工事の内容といたしましては、機械設備工事一式で、主な設備として給排水設備、ガス設備、換気設備、冷暖房設備があります。

次の 6 ページをご覧ください。

こちらは機械設備工事の開札調書になります。

本工事では、1 者から参加申込みがあり、参加資格の審査を経て入札の受付を行った結果、提出された入札書、内訳書ともに有効であった株式会社石川商會住宅機材を落札者に決定いたしました。

次の 7 ページをご覧ください。

こちらは右上に議案第 12 号から 14 号、財政課と書かれた資料でございますが、こちらには海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事に係る図面を添付しております。

図面はページ順に、設計概要及び案内図、配置図、各階の平面図、立面図となっております。

以上で、議案第 12 号から議案第 14 号の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

担当課の説明は終わりました。

それでは、議案第 12 号から議案第 14 号までの 3 議案について一括して質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 総合評価方式の説明がありまして、開札結果を報告ありました。

ここでちょっと私、気になる点があるんですけども、議案第 12 号ですね。これは 3 者が応募して、開札時の 10 月 12 日に 1 者が辞退して、1 者が無効というんですけども、内容に不備があり無効というんですが、これはどういう内容なんですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、こちらの鈴木建設のほうの内容の不備ということでございますけれども、こちらにつきましては入札書と一緒に提出される内訳書となりますので、その中の詳細な点につきましては、ちょっとここでは申し上げられませんので、よろしく願いしたいと思います。ちょっとお待ちください。大変すみません。

それでは、申し上げます。

詳細につきましては、やはりちょっと申し上げられませんので、入札書の間違いということでございますけれども、入札書と内訳書との金額にちょっと差異があったというものであったため無効となりました。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ちょっと私には分からないんですけどもね。外形的です、外形的に、本会議でもちらっと言ったんですけども、外形的に見ると、無効になった方はその 5 日後の開札では落札しているわけですよ。ですから、ここでもって三つの会社が消防署の建設工事に応札して、1 者は辞退、12 日の日に辞退した。5 日後には、今回無効になった会社と争って落札できなかったという、こういう流れがあって、どうも私には何でここでもって無効ということになっているのかなと。

それで、この会社はちゃんと技術評価点も 120 点ですから、最高ではなかったでしょうけれども、争うべき相手でしたよね。だから、3 者が何を考えているんだか分からないけれども、それは全く別の次元で、こういう外形を見ちゃうと、何だ、話合いがあったのかというようなことを考えちゃうわけですよ。だから、本会議でもってそこまで言わなかったけれども、何ですか、このあれはって、私が聞いたわけなんですよ。

だから、金額だけの争いじゃなくて、評価点をしながら、確かに昨日の話でちょっと他の議員から、地元地元っていうあれだけれども、地元の会社がそれなりの技術を持って受けてくれることは、地元のためにいいからいいですけども、ただそういうようなところが出てきていると、大変私は今度、旭市、市の指名の問題になっちゃうんじゃないかと思って心配して聞いているわけです。その点についてどう判断したらいいですか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 入札制度のほうのお話ということでございますけれども、いろいろ資格要件だとか、地域要件等、執行部のほうは公平公正に執行しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 財政課長、分かるんだけど、執行部に何か不手際があったと私は思わないの。思っていないの。ちゃんとルールにのっとってやったと思うんだけど、だからこういうことが何で起こっちゃうのかということ、私は大変心配しているんですよ。悪く言えば話合いがあったみたいな感じになっちゃうじゃないですか。5日間しか日にちが違わないんですよ。

（「1か月」の声あり）

○委員（松木源太郎） ごめんなさい、1か月ね。

それで、10月12日に無効なものを、つまり開札に不備なものを提出した業者、これは次の入札から外すべきでしょう、本来であれば。そういうところでもって、10月12日ですよ、建築工事が。それで、もう一つの保育所のほうは11月17日ですよ。こういう不備のあった業者というのは、半年とか1年とか入札停止、こういうことをやったっていいわけですよ。

ところが、3者しか争っていないんだけど、残った2者、阿部建設は落札したと。残った2者が今度1か月後に争って、片っ方が取っているわけです。そういうことだったら、この真ん中の業者は、あなた、そんなことをやっちゃ駄目よって、半年入札停止ってこういう処分が普通だったらあるんですよ。ところが、それにならないでもって、1か月後にその方が今度競り落としていると。だから、昔の評価式じゃないときと同じようなやり方になっちゃっているわけですよ。私らから見ればですよ。そこのところがちょっと私は腑に落ちないんです。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、ただいまのご質疑ですけれども、次の入札のほうも考えてというようなお話でございますけれども、1件1件の入札案件としていろいろ参加資格だとか、地域要件だとかをつくりまして、別々の入札ということでやっておりますので、あと今回の無効となったケースだとか、そういった今回の原因につきましては、いろいろ次の入札への影響があるような内容ではありませんので、次の入札も参加できる、別の入札でございますので、できるという要件でただいまはやっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 副市長、どうですか。私から見たら、そういうのを入札でもってどのような間違いがあったか、私は知りませんよ。入札に、だから札を入れたけれども、違っていたと。何か間違っていたと。

見てみると、予定価格が7億1,434万円でしょう。それで、落札価格が5億9,800万円、消費税を足せば6億5,780万円ね。片っ方のほうはもっと安かったかもしれないねということもあるわけけれども、それは別にしてね。

だから、そういうようなことでやっぱり昔は私が知っている範囲では、そういう評価式ではないときは、何らかのチョンボをした人は、半年とか3か月とか、入札停止というのをやったんですよ。そういうのは全くないでもって、執行部がいろんな調査しているから大丈夫だ、次もやらせるというのはおかしいんじゃないかと思うんですよ、私。どう思いますか。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（飯島 茂） 私のほうから回答させていただきます。

まさしくその契約につきましては、従来から透明性、公平性ということで、どんどん制度が変わってきておりまして、今の総合評価方式、これもまさしくそういった透明性をしっかり担保するためのものがございます。

今回のまさしくその無効になった内容、財政課長の答弁のほうをしっかりとご理解いただいたかどうか分かりませんが、私が理解しておりますのは、当然入札するに当たっては、まず細かいいろんな積み上げを行って、内訳書がございます。その内訳書の合計が、当然一番最後の入札金額に数字が行くはずなんです、説明ですと、その内訳書の合計と最後の応札した金額が違っていた、そうすると旭市としてはどちらの数字が正しいか、普通であれば最後で

しょうけれども、内訳が違っているんだから、ちょっとしっかりした担保できないよということで、無効にしたということでございます。

先ほど松木委員おっしゃったように、例えば今回の消防と後日の保育所のほうですが、金額にしても、こちらの消防のほうが大きかったわけですし、まさしく私は業者の、今回、鈴木さんのほうのちょっとした単純なミスなのかなと。私はしっかり、そういった何かいろいろ調整があるとか、そのようなことは疑っておりませんので、よろしく願いをいたします。

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だから、会社が代表する入札の担当者がそんなことをしたらば、その会社は駄目ですよ。そうでしょう。その会社の職員だったら、本当に離職もんですよ。5億円、4億円、そういう入札ができなくなったら、1年間の仕事の一部分がパアになっちゃうんだから。だから、そういうようなところの厳しさもやっぱりなければしょうがないんだと思うんですよ。私は、後の見解を持っていますから、以上で終わります。

○委員長（景山岩三郎） 木内委員。

○委員（木内欽市） 今も私、松木委員の意見を聞いていて、なるほどなと思っています。やっぱり同じ、いや、ここにいる人らは、みんなそう思っていると思いますよ。

1回目の入札で辞退って、この無効の意味が言えないとか何とか、それはいいんですけども、たしかその後この人が取ってくると。ですから、次回はという、これ例えば1者だけだったら入札を延期するとか、そんなことはできないんですか。

それとあと、こういうことが続くようだと、やっぱりこれ不信感が出てきますので、私は聞いていて思いました。ちょっとあんまり入札のこと分からないんですけども、3者あつて1者が辞退、1者が無効。この無効なんて、この前聞いたら、滅多にないことなんでしょう。鈴木建設さんは幾つも工事をやっていて、積算出すには相当手間暇かかっている、こんな無効なんて滅多にないことで無効。だから、実質、阿部建設1者だけでしょうよ。それで、次の工事は今度無効になった鈴木建設が取っている。あれと。皆さん方には関知しないことでしょうけれども、しかしこういうのをそもそも議会に出てくるということは、議会の承認があるわけですよ。ですから、私どもはいろいろ聞くわけですよ。そういうチェックするのが私たちの仕事ですからね。悪く思わないでくださいね。

こういうことが度重なるようだと、これはちょっと問題だと思いますよ。それで一言言わせていただきました。別に答弁は結構ですよ。皆さん方の答えはだいたい分かっていますから、皆さん方には関知することないでしょうけれども、提案としてそういう場合には、入札

というのは、私は昔、玄関のところに6者も7者もあって、今日はここかなと時々見たんですが、この開札調書を見て、答弁では3者が参加というから、3者が金額出ていると思ったら、実際1者だけという、これで入札って言えるのかなと。ちょっと今初めて見たもので、素朴な疑問ですが、1者でも入札は入札になるんですか。そこだけ、じゃ。

○委員長（景山岩三郎） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、1者しかいなかった場合ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、公告におきまして資格確認の結果、資格を有するものと認められたものが1者の場合においても入札を執行することとし、また入札執行の結果として、有効な入札者が1者の場合においても落札者決定を行うものとするとして定めております。

参加資格を有するものと認められれば入札を執行し、結果が有効であれば落札者を決定するということになってございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第12号から14号までの質疑を終わります。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 松木委員。

○委員（松木源太郎） よろしく申し上げます。

今回の消防分署の建設について、大変ご苦労されていると思うんですけども、そのことで私は最初、海上の野球場を潰しちゃってどうのこうのっていろんなことを申し上げてきて、道路が早くつながればいいなと思っているんですけども、ただここで私これを勉強しながらちょっと考えたことがあるんで、それで常任委員会で悪いけれども、副市長のご意見を聞きたいんですけども。

実は合併前の旭市においては、市の西部地域の消火、いわゆる火災が発生した場合の危険度について大変心配していたんです。

なぜかという、ちょうど干潟駅を中心とした地域と、それから今の匝瑳市、八日市場市。八日市場市の消防署も一番西のほうにあるわけです。この地域が、そういう防火点では空白地帯みたいになっているなということを議論してきたんですよ。私は消防の委員もやったことありましたんで。

今回こういうことでもって、海上と飯岡のところでもって両方道路ができるからということで、分署が真ん中に造られる。それで、干潟の今の分署を考えたら、やっぱり旧旭市の西部地域と、それから匝瑳市の東地域をにらんだこういう防火地域の策定というのを考えなければいけないんじゃないかと。このことをいろいろ調べていて思ったんですけども、今、旭市ではそういう考えはお持ちになっていませんか。議論が出ていますか。よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 副市長。

○副市長（飯島 茂） 具体的にそのような議論はしておりません。

ただ、松木委員おっしゃるように、旧旭市において西部地区、西地区と言いましたけれども、はっきり言えば海側の八日市場寄り、神宮寺という地先ありますが、景山委員長も近いところですけども、向こうが、やはり消防署のほうから一番遠いんだと、あそこら辺どうなんだというような議論があったことは承知をしております。

今回やはり本署と、それから飯岡・海上の分署が相当距離が近いわけでございます。ですから、短期的な議論ではなくて、仮に今後消防の本署がもし建て替えとか、そういう時期があった暁には、本署のほうを国道沿いでもいいんですが、もっと西のほうに持っていけば、今、松木委員おっしゃったような旭市西部地域のほうのちょっと遠いところですかね、そこら辺の時短というものは図れるのかな、そのようなことを私、正式な議論ではないけれども、ちょっとした中では私も思っていますし、発言したことはあります。

以上でございます。

（「委員長」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 会議規則第 117 条の規定により、議員の発言を許可することにご異議ございませんか、皆さん。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、戸村議員の発言を許可いたします。

○議員（戸村ひとみ） 先ほど来、質疑がございました無効の件なんですけれども、内訳書に不備ということで、その内容をさらに質疑されましたら、最初に提示していた金額と内訳書の積み上げた金額とが違っていたということで、これどちらを取るかということでみたいな話に今なったじゃないですか、答弁。そういうふうになんて聞き取ったんですけども、この金額って開示できませんかというのが、私、今までの流れを聞いていて、何で無効になったのかというのが、この金額で応札しますというのを、そうすると落札者よりも高い金額だ

った。でも、内訳書を積み上げてみたら低い金額になった。それで無効にしたんじゃないかというのは、私はちょっと疑いも抱くわけですよ。この金額って開示できませんか。

これ実際には落札者の金額を出しているわけですから、両方の内訳書を積み上げた分の金額というのと、全体のというんですか、最初に出す金額とのその両方というのを出すことはできませんか。

これ、後ろのほうの、私たちが昨日審議した 15 号のほうでは、落札していない業者の金額も出していますよね。これ出せませんか。一体どの金額で申し込むというか、応札して、でもその応札の金額と、市側が内訳書を積み上げてみたら金額が違っていたという、その金額と両方出せませんか。

○委員長（景山岩三郎） 戸村議員に申し上げます。

発言と答弁 1 回となっておりますので……

○議員（戸村ひとみ） 1 回ですね。

○委員長（景山岩三郎） ええ、委員会規則。

戸村議員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） ただいま内訳書と入札書の金額ということでございますけれども、こちらのほうは入札書と内訳書、同じ扱いとなっておりますので、開示することはできなくなっております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんね。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） すみません。今の議案第 12 号の建設関係の方に聞いたんですけど、無効、辞退のやり方というんですか、結局、阿部建さんには勝てないからというような、そういう要は談合ではないですよ、金額合わせではないから。ただ、勝てないけれども出しちゃったから、無効にしたという気持ちを酌んでくれって言われました、建設業の方から。

（発言する人あり）

○委員（常世田正樹） 私が聞いた話はね。だから、無効とか辞退って何なのという話を聞いたんですけども、そういう話を聞きました。

（発言する人あり）

○委員（常世田正樹） では、撤回します。すみません。

○委員長（景山岩三郎） 以上で付託議案についての質疑を終わります。

最後に、私のほうから、この業種にかかわらず、多くの業種に市民は不信感を持っていますので、これからは慎重にひとつよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより討論を省略して、議案の採決に入ります。

議案第1号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期目標を定めることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 賛成多数。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、工事請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。どうも長い間どうもありがとうございました。

閉会 午後 零時 22 分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 景 山 岩三郎